

別表 1 加入電話契約等

1-1 電話サービスに係るもの（相互接続協定を締結している者に係るもの）

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約、加入契約又はストレート電話契約	電話サービス等契約約款、電話約款
楽天コミュニケーションズ株式会社	電話契約又は直加入電話契約	電話サービス等契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	電話契約等	電話サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	－	卸電話等サービス契約約款
株式会社アイ・ピー・エス	国内電話サービス提供契約	国内電話サービス約款
備考 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を除く事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリⅢに係るものに限りません。		

1-2 電話サービスに係るもの（相互接続協定を締結していない者に係るもの）

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ジェイコムイースト	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム九州	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムさいたま	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
備考 上記事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリⅢに係るものに限りません。		

2 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンク株式会社	デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約、デジタル加入通信契約又はデジタルストレート通信契約	ISDN約款
Coltテクノロジーサービス株式会社	ISDN契約、共用型マネージドIP-PBX契約又は専用型マネージドIP-PBX契約	総合デジタル通信サービス契約約款
楽天コミュニケーションズ株式会社	直収通信契約	電話サービス等契約約款
株式会社Q T n e t	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス契約	電話サービス契約約款
備考 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社を除く事業者に係る加入電話等契約に係る第2種一般電話等契約は、カテゴリⅢに係るものに限ります。		

3 IP電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第3種シェアードIP-PBX契約	IP通信網サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第2種IP電話契約又は第3種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第2種IPセントレックスサービス契約	IP電話サービス契約約款
	CTC光電話契約	CTC光電話サービス契約約款
	オフィス光電話サービス契約	オフィス光電話サービス契約約款
	光電話集合単体サービス契約	光電話集合単体サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	IP電話サービス契約	IP電話サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービス契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
株式会社STNet	光電話サービス契約	光電話サービス契約約款
		光電話サービス（ピカラC

		U E t v) 契約約款
		光電話サービス（ピカラテレビあなん）契約約款
		光電話サービス（ピカラUCAT）契約約款
		光電話サービス（ピカラVC）契約約款
		光電話サービス（ピカラICK）契約約款
		光電話サービス（ピカラ愛媛CATV専用サービス用）契約約款
		光電話サービス（ピカラよさこい）契約約款
		光電話サービス（ピカラMCB）契約約款
		光電話サービス（ピカラKBC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ西予）契約約款
		光電話サービス（ピカラMTC）契約約款
		光電話サービス（ピカラ海部）契約約款
		光電話サービス（ピカラ石井CATV）契約約款
		光電話サービス（ピカラ宇和島市専用サービス用）契約約款
		ビジネス光電話サービス契約約款
		ビジネス光電話サービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款
アルテリア・ネットワークス株式会社	直加入サービス契約	直加入サービス契約約款
株式会社ジュピターテレコム	プライマリ電話契約	プライマリ電話サービス契約約款
株式会社QTnet	第2種IP電話サービス	IP電話サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	第3種IP電話契約又は第4種IP電話契約	IP電話サービス契約約款
楽天コミュニケーションズ株式会社	直収電話契約又は特定IP電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	IP電話サービスに係る第1種第3類契約又はIP電話サービスに係る第1種第	IP電話サービス契約約款

	4 類契約	
C o l t テクノロジーサー ビス株式会社	I P 電話契約	電話等サービス契約約款
Z I P T e l e c o m 株 式会社	I P 電話契約	電話サービス等契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による音声通信は提供しません。		

別表 2

1 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDD I 株式会社	データ送受信契約（第 4 種データ送受信契約及び第 5 種データ送受信契約を除きます。）	データ送受信サービス契約約款
備考 本表に掲げる事業者に係る加入電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約は、カテゴリーⅢに係るものに限りません。		

2 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDD I 株式会社	データ送受信契約（第 4 種データ送受信契約及び第 5 種データ送受信契約を除きます。）	データ送受信サービス契約約款
備考 本表に掲げる事業者に係る加入電話等契約に係る第 2 種一般電話等契約は、カテゴリーⅢに係るものに限りません。		

別表3 移動体契約回線に係る協定事業者等

1 携帯契約回線に係る協定事業者等

(1) 特定第2種一般電話契約又は国際ローミング着信サービスに係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u 契約 (a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。)、ローミング契約 (a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。) 又は定期前払 a u 契約	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約 (L T E デュアルに係るものに限ります。) 又はローミング契約 (L T E デュアルに係るものに限ります。)	a u (L T E) 通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約 (a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。) 又はローミング契約 (a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。)	a u (W I N) 通信サービス契約約款
	L T E 契約 (L T E デュアルに係るものに限ります。) 又はローミング契約 (L T E デュアルに係るものに限ります。)	a u (L T E) 通信サービス契約約款

(2) 特定プリペイドカード等による国際通話に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	プリペイド電話契約又はローミング契約 (プリペイド電話契約に係るものに限ります。)	a u (W I N) 通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	プリペイド電話契約又はローミング契約 (プリペイド電話契約に係るものに限ります。)	a u (W I N) 通信サービス契約約款
備考 KDDI株式会社が発行する特定プリペイドカードを利用して行われる国際通話は、第1種国際通話に限ります。		

(3) (1)及び(2)以外の協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u 契約 (a u デュアル又はU I Mサービスに係るものに限ります。)、ローミン	a u (L T E) 通信サービス契約約款

	グ契約（auデュアル又はUIMサービスに係るものに限り。）又は定期前払au契約	
	LTE契約（LTEデュアルに係るものに限り。）又はローミング契約（LTEデュアルに係るものに限り。）	au（WIN）通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	au契約（auデュアル又はUIMサービスに係るものに限り。）又はローミング契約（auデュアル又はUIMサービスに係るものに限り。）	au（WIN）通信サービス契約約款
	LTE契約（LTEデュアルに係るものに限り。）又はローミング契約（LTEデュアルに係るものに限り。）	au（LTE）通信サービス契約約款
株式会社NTTドコモ	FOMAサービスに係る契約	FOMAサービス契約約款
	Xiサービスに係る契約	Xiサービス契約約款
	衛星電話サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限り。）	衛星電話サービス契約約款
	ワイドスター通信サービスに係る契約	ワイドスター通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	3G通信サービス契約	3G通信サービス契約約款
	4G通信サービス契約	4G通信サービス契約約款
	EMOBILE通信サービスに係る契約	EMOBILE通信サービス契約約款（電話・データ通信編）
<p>備考</p> <p>1 衛星電話サービスに係る契約は、衛星電話サービス契約約款附則（平成8年3月27日経企第366号）第4条に定める旧船舶電話契約を含みます。</p> <p>2 契約の種類は、上記に定めるものであって、音声通信を行うことができるものに限りません。</p> <p>3 株式会社NTTドコモに係る契約には、同社より電気通信役務の提供を受けてソネット株式会社及びフリービット株式会社が提供する電気通信サービスに係る契約を含みます。</p>		

2 PHS契約回線に係る協定事業者等等

(1) (2)以外の協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	ワイモバイル通信サービス契	ワイモバイル通信サービス

	約	契約約款（PHS編）
	ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	ワイモバイル通信サービス契約	ワイモバイル通信サービス契約約款（PHS編）
	ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

（２） 国際ローミングを提供する協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンク株式会社	国際ローミング契約	ウィルコム通信サービス契約約款

別表4 当社が発行するクレジットカード

区別	内容
第1種クレジットカード (商品名: K D D Iカード)	当社が発行するクレジットカードであって、第2種国内通話等、第1種国際通話等、第1種海事衛星電話通話等、携帯移動衛星電話通話等又はF T T H接続回線等に係る音声通信を利用することができるもの

別表5 削除

附則

(実施時期)

この約款は、昭和62年9月4日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、昭和63年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成元年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成元年2月23日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成元年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務、及び平成元年4月1日前から継続して提供しているものであって、同日から平成元年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成2年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成2年7月10日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成3年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成4年4月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成4年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成5年4月1日から実施します。

ただし、複数パスワードサービスに係る改正規定は、平成5年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成5年7月26日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成5年11月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に通話中の通話については、その開始時刻から終了時刻までの通話時間（以下「当該通話時間」といいます。）に基づいてこの改正規定による改正前の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により算定して得た料金（その通話に接続する他社接続通話の料金（この改正規定実施前の協定事業者の契約約款の規定により算定したものとします。以下同じとします。）と合算して得たものとします。）と、当該通話時間に基づいてこの改正規定による改正後の約款の規定により算定して得た料金のうち、低額のを適用します。

ただし、第141条（責任の制限）第2項の規定の適用に関しては、高額のものを適用します。

4 第123条（通話等料金の支払義務）第2項及び第141条（責任の制限）第2項の規定の適用に関し、この改正規定実施前の通話（前項の通話を除きます。）に係る料金の算定にあつ

っては、旧約款の規定により算定して得た料金にその通話に接続する他社接続通話の料金を合算して得たものにより行います。

- 5 この改正規定実施前に改正前の第 141 条（責任の制限）第 1 項及び料金表第 1（通話等料金）1（適用）の表の(6)欄の右欄のシの規定の適用を受ける事由が生じ、この改正規定実施後においても継続する場合は、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定による改正後の料金表第 1（通話等料金）1（適用）の表の(6)欄の右欄のコの規定の適用に関し、マンスリーパックの取扱いを行わなかったものとした場合の料金額の算定にあたっては、第 3 項及び第 4 項の規定の例によります。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 6 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に取り扱っているホームパックは、この改定規定実施の日において、マンスリーパックとみなします。

附則

（実施時期）

- この改正規定は、平成 6 年 8 月 1 日から実施します。

附則

（実施時期）

- この改正規定は、平成 6 年 12 月 1 日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 7 年 5 月 1 日から実施します。ただし、V ネット電話サービス等の付加機能に係る改正規定は、平成 7 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に提供している市外電話サービスは、この改正規定実施の日（前項ただし書の部分を除きます。）において、通常電話サービスに係る市外電話サービスとみなします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 7 年 7 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 7 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に取り扱っているフリーコールプランは、この改正規定実施の日において、フリーコールプラン・とみなします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年3月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成8年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に取扱中のセレクトプランについては、そのセレクトプランに係る料金月の初日がこの改正規定実施の日と同一の場合は、この改正規定実施の日から、そのセレクトプランに係る料金月の初日がこの改正規定実施の日と異なる場合は、この改正規定実施の日の属する料金月の翌料金月の初日から、それぞれ、この改正規定による改正後の約款の規定を適用するものとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成8年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成8年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話料金の割引の適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定による一定の場所内の回線群に係る全時間帯における月間累積通話料金の割引の適用を受けている契約者回線とみなします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年2月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年3月1日から実施します。

(他の約款の廃止)

2 次に掲げる約款は、廃止します。

(1) ダイレクト電話サービス契約約款

(2) アクセス電話サービス契約約款

(経過措置)

3 削除

4 この改正規定実施の際現に、当社とVネット電話サービスに係る電話等契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、市外Vネット電話サービスIに係る一般電話等契約を締結しているものとみなします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

5 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。

6 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と一般電話契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と一般電話等契約を締結しているものとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供されている電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、改正後の約款にこれに相当する規定があるときは、改正後の約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

4 平成9年4月1日前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務及び同日前から継続して提供している電気通信サービスであって、同日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものの料金については、なお従前のおりとします。

5 平成9年4月1日前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年7月10日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定によりアカウントプラン代表者又はスーパーアカウントプラン代表者となっている者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定によるアカウントプラン代表者又はスーパーアカウントプラン代表者とみなします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成9年12月8日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、「隣接」・20キロメートルまでのもの」の料金額に関する部分については、平成10年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年3月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年5月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 削除

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年10月22日から実施します。

ただし、この改正規定中、サテライト通話等に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社と一般電話等契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定により当社と第1種一般電話等契約を締結しているものとみなします。

3 特定第1種一般電話等契約者及び第2種一般電話等契約者は、当分の間、国際通話等に限り行うことができるものとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成10年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成10年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により一定の場所内の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の割引の適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定による一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用を受けている契約者回線とみなします。

3 この改正規定実施の際現に通話等中の国際通話等及びサテライト通話等に係る料金については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この附則に規定するもののほか、なお従前のおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年1月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成11年4月10日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成11年4月16日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定するフリーコールサービスは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定するフリーコールサービス・とみなします。
- 3 この改正規定実施の際現に通話等中のサテライト通話等に係る料金については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、電話等契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、この改正規定による改正後の約款の規定（第3条（用語の定義）の表の30欄及び第93条（電話サービス等の利用停止）第1項各号列記以外の部分の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年9月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成11年9月17日から実施します。

附則

この改正規定は、平成11年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。

ただし、第141条（責任の制限）の規定の改正に係る部分については平成11年12月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年2月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成12年3月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成12年3月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年3月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年3月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に通話等中の国際通話等に係る料金については、なお従前の通りとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年4月11日から実施します。
ただし、この改正規定中、スーパーセレクトプランプラスに係る部分については、平成12年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成12年4月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成12年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の市外Vネット電話サービス等は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の市外Vネット電話サービス等とみなします。

市外Vネット電話サービスⅠ	タイプⅠ
市外Vネット電話サービス等Ⅱ	タイプⅡ

- 3 削除4 この改正規定実施の際現に、特定事業者が特定事業者の電話サービス契約約款の規定により相互に隣接する2の単位料金区域相互間の通話について、当分の間、区域内通話として取り扱っている区域については、改正後約款の規定にかかわらず、同様に取り扱うものとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスに係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

ただし、フリーコールサービスⅡ（タイプⅡのものに限ります。）に係る特定通話等については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する下表の右欄の付加機能とみなします。

フリーコールサービスⅡ	フリーコールサービスⅡ（タイプⅠのもの）
-------------	----------------------

3 この改正規定実施前に、改正前約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正後約款にこれに相当する規定があるときは、改正後約款の規定に基づき行ったものとみなします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年8月10日から実施します。

ただし、通話等料金の適用に係る部分については、平成12年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成12年9月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により締結されている契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）の規定による契約とみなします。なお、改正前約款における契約と改正後約款における契約との対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における契約	改正後約款における契約
第1種一般電話等契約（クレジット電話サービス等に係るものを除きます。）	カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約
特定第1種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係る特定第1種一般電話等契約
第2種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係る第2種一般電話等契約
クレジット電話サービス等の提供を受けるための第1種一般電話等契約	カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約

3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
クレジット電話サービス等に係るもの	カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話サービス等に係るもの
Vネット電話サービス等に係るもの	VネットサービスⅠに係るもの

(旧ケイディディ株式会社のKDD電話サービス営業規約及び総合デジタル通信サービス営業規約の廃止)

4 旧ケイディディ株式会社のKDD電話サービス営業規約及び総合デジタル通信サービス営業規約（以下「旧KDD電話サービス営業規約等」といいます。）は廃止します。

(旧KDD電話サービス営業規約等の契約に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に旧KDD電話サービス営業規約等の規定による契約は、この改正規定実施の日において、改正後約款の規定による契約とみなします。なお、旧KDD電話サービス営業規約等における契約と改正後約款における契約との対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における契約	改正後約款における契約
第1種KDD電話利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約
第2種KDD電話利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約
KDD電話携帯利用契約	カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話等契約
第1種KDD電話内線利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの
第2種内線利用電話設備による第2種KDD電話内線利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約であって、VネットサービスⅡの提供を受けているもの

当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約を締結している、第1種クレジット通話又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの	カテゴリーⅢに係るクレジット電話契約であって、第1種クレジット通話等又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの
当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約を締結している、第2種クレジット通話の利用が可能なもの	一般クレジットカード又は外国の電気通信事業者が発行するクレジットカードを利用して行われる第1種クレジット通話等又はクレジットカード・コールの利用が可能なもの
プリペイド自動通話等の利用が可能なもの	プリペイド自動通話等の利用が可能なもの
利用休止の取扱いを受けているもの	特定通話等発信規制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び特定通話等着信規制サービスを利用しているもの
第1種利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約
第2種利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約
第1種内線利用契約	カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの
第2種内線通信設備による第2種内線利用契約	カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約であって、VネットサービスⅡの提供を受けているもの

6 この改正規定実施前に、旧ケイディディ株式会社が旧KDD電話サービス営業規約等の規定により預かった保証金については、この改正規定実施の日において、当社が旧ケイディディ株式会社から引き継ぐものとし、その取扱いについては、この改正後約款の規定によるものとします。

7 この改正規定実施の際現に、旧KDD電話サービス営業規約等の規定により適用している選択料金制サービスは、この改正規定実施の日において、改正約款表に規定する選択料金制サービスとみなします。なお、旧KDD電話サービス営業規約等における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
特定通話に係る選択料金制サービス	特定通話等に係る選択料金制サービス
特定通信に係る選択料金制サービス	特定通話等に係る選択料金制サービス
第2種料金着信払自動通話に係る割引率逦増型選択料金サービス	第2種料金着信払自動通話等に係る割引率逦増型選択料金サービス
第1種料金着信払通信に係る割引率逦増型選択料金サービス	第4種料金着信払自動通話等に係る割引率逦増型選択料金サービス
第2種料金着信払自動通話に係る割引率一定型選択料金制サービス	第2種料金着信払自動通話等に係る割引率一定型選択料金制サービス
第1種料金着信払通信に係る割引率一定型選択料金制サービス	第4種料金着信払自動通話等に係る割引率一定型選択料金制サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引率逦増型選択制選択料金制サービス	VネットサービスⅡに係る割引率逦増型選択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る割引率逦増型選	VネットサービスⅡに係る割引率逦増型選

択制選択料金制サービス	択料金制サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引率一定型選択制選択料金制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ	VネットサービスⅡに係る割引一定増型選択料金制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ
第2種KDD電話内線利用契約に係る一定時間定額型第2種選択制選択料金制サービス	VネットサービスⅡに係る一定時間定額型第2種選択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る一定時間定額型選択料金制サービス	VネットサービスⅡに係る一定時間定額型第2種選択料金制サービス
特定国内通話に係る国内国際統合割引率変動型選択料金サービス	特定国内通話等に係る国内国際統合割引率変動型選択料金サービス
第2種KDD電話内線利用契約に係る割引率変動型選択料金制サービス	VネットサービスⅡに係る割引率変動型選択料金制サービス
第2種内線利用契約に係る割引率変動型選択料金制サービス	VネットサービスⅡに係る割引率変動型選択料金制サービス

8 削除

9 削除

10 旧KDD電話サービス営業規約等により提供されている、旧回線群型選択料金制サービス（以下「整理品目サービス」といいます。）に係る規定及び通話等料金は次のとおりとします。

（1）当社は、整理品目サービスに係る新たな申込みは受け付けません。

（2）当社は、整理品目サービス利用者の「通話等料金の支払義務」、「延滞利息」、「料金の計算方法」及び「料金等の支払い」については、改正後約款の規定に準じて取り扱います。

（3）整理品目サービスに係るその他の取扱いは料金表附則別紙1のとおりとします。

11 この改正規定実施の際現に、旧KDD電話サービス営業規約等の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、旧KDD電話サービス営業規約等における付加機能と改正後約款における付加機能との対応関係については、次のとおりとします。

旧KDD電話サービス営業規約等における付加機能	改正後約款における付加機能
代表機能	代表サービス
短縮ダイヤルイン機能	短縮ダイヤルサービス
ダイヤルイン機能	ダイヤルインサービス
国内通話内線接続機能	国内通話等内線接続サービス
第1種料金着信払自動通話機能 世界共通料金着信払自動通話用番号登録料を要するもの 着信転送機能 着信時間帯指定機能	フリーコールサービスV ユニバーサルフリーナンバーサービス 着信転送サービス 着信時間帯指定サービス
第三者課金機能	第三者課金サービス
情報提供機能	情報提供サービス
第2種料金着信払自動通話機能 時間外着信案内機能 接続分配機能	旧フリーコールサービスⅢ 時間外着信案内サービス 接続分配サービス

同時接続機能 全国共通番号機能 話中時転送機能 受付先変更機能 カスタム終了案内機能 待ち合わせ接続機能 コマンドルーティング機能 通話案内機能 内線個別着信機能 移動体電話設備接続機能	同時接続サービス 全国共通番号サービス 話中時転送サービス 受付先変更サービス カスタム終了案内サービス 待合せ接続サービスⅡ コマンドルーティングサービス 通話等案内サービス 内線個別着信サービス 移動体アクセスサービス
第3種料金着信払機能	フリーコールサービスⅣ
第1種KDD電話内線利用契約者が利用できる付加機能 擬似内線ダイヤル機能 詳細料金明細機能 内線ダイヤルイン機能	バーネットサービスに係るもの 擬似内線ダイヤルサービス 詳細料金明細サービス 内線ダイヤルインサービス
第2種KDD電話内線利用契約者が利用できる付加機能 擬似内線ダイヤル機能 外線ダイヤル機能 閉域集団外設備発信機能 オンネット通話規制機能 特番オンネット通話機能 着信転送機能 閉域グループ接続機能 接続先変更機能 ホットライン機能 カスタムアナウンス機能 多重番号機能 内線個別着信機能	Vネット電話サービスⅡに係るもの 擬似内線ダイヤルサービスⅡ 外線ダイヤルサービス リモートアクセスサービスⅡ オンネット通話等規制サービス 特番オンネット通話等サービス 着信転送サービスⅡ 閉域グループ接続サービス 接続先変更サービス ホットラインサービス カスタムアナウンスサービス 多重番号サービス 内線個別着信サービス
国際ローミング着信自動通話機能	国際ローミング着信サービス

(料金の適用等に関する経過措置)

- 12 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 13 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 14 1 (実施時期)の規定にかかわらず、第3種国内通話等(県内通話に係るものに限りま
す。)の通話等料金については、当社が別に定める日より実施します。
- 15 1 (実施時期)の規定にかかわらず、インマルサットミニM型の携帯移動地球局に着す
る携帯移動衛星電話通信(デジタル通信モード(64Kb/s)によるものに限りま
す。)の料
金については、当社が別に定める日より実施します。
- 16 削除 17 削除 (改正前に行った手続きの効力)
- 18 この改正規定実施前に、改正前約款又は旧KDD電話サービス営業規約等の規定によっ
てなされた申込み、承諾、通知その他の手続きであって、この改正後約款中にこれに相当
する規定があるものについては、この改正後約款の規定に基づいて行ったものとみなしま

す。

附則

この改正規定は、平成12年10月10日から実施します。

附則

この改正規定は、平成12年10月14日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

ただし、第3種国内通話の区域内通話に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年11月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年11月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成12年12月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。
ただし、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表のイ及び第17表のアの(イ)の割引率に係る部分は、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成13年1月9日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年2月23日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降を起算日とする料金月から平成13年4月23日を起算日とする料金月までの間に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第14表（全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用（タイプⅡ））の適用に係る通話等料金については、同表の規定にかかわらず、定額料金の支払いを要しません。
 - 3 この改正規定実施の日以降を起算日とする料金月から平成13年4月23日を起算日と

- する料金月までの間に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第39表（全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用Ⅱ）の適用に係る通話等料金については、同表の規定にかかわらず、定額料金の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年2月28日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定される加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定される契約者（この改正規定による改正前の規定により既に当社との間に、カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約を締結している方を除きます。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、カテゴリーⅣに係る第2種一般電話等契約を締結したこととなります。ただし、この改正規定の実施前に、カテゴリーⅣに係る第2種一般電話等契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（コンタクトプランの取扱いの経過措置）

- 1 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年3月15日から平成13年4月30日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅠについては、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等

料金の額が同表イに定める契約金額を越えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。

(経過措置)

- 2 1に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅠにおいて、コンタクトプランⅠの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申し出がない場合は、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表コの規定にかかわらず、コンタクトプランⅠの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年3月31日から実施します。
ただし、料金表別表5（選択料金制サービス）第5表に定める第2種電気通信事業者をフレックスプラン（タイプⅡ）代表者とする規定に関する部分は、所定の準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年4月1日から平成13年4月30日の間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅢについては、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を越えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。
- 3 2に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅢにおいて、コンタクトプランⅢの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申し出がない場合は、料金表別表5（選択料金制サービス）第16表コの規定にかかわらず、コンタクトプランⅢの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとして扱います。
- 4 この改正規定実施の際現に取り扱っている高度振り分けサービスは、この改正規定実施の日において、高度振り分けサービスⅠとみなします。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

この改正規定は、平成13年4月20日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、株式会社ディーディーアイのa u電話サービス契約約款又はa uデュアルサービス契約約款に規定されるa u電話契約者（第4種のa u電話を利用している者に限ります。）又はa uデュアル契約者は、この改正規定実施の日において、当社との間に、特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、この改正規定の実施前に、特定第2種一般電話契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

3 この改正規定実施の際現に、株式会社エーユー又は沖縄セルラー電話株式会社のa u電話サービス契約約款又はa uデュアルサービス契約約款に規定されるa u電話契約者（CDMA方式のa u電話を利用している者に限ります。）又はa uデュアル契約者は、この改正規定実施の日において、当社との間に、特定第2種一般電話契約を締結したこととなります。

ただし、この改正規定の実施前に、特定第2種一般電話契約を締結しない旨の通知を書面により当社に対して行った方については、この限りではありません。

附則

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の第2（通話等料金）の1（適用）の表（通話等料金の適用）の（2）（通

話等種類等の適用)欄のイの表に規定するユーザー間情報通知に係る通話等料金については、この改正規定実施の日から平成13年7月31日までの間、2(料金額)の(2)(総合デジタル通信に係るもの)のイ(ユーザー間情報通知)の規定にかかわらず、料金額の支払いを要しません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月1日から平成13年6月30日の間(以下この附則において「特定期間」といいます。)に請求のあったコンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢについては、料金表別表第5(選択料金制サービス)第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。
- 3 2に規定する取扱いについては、特定期間に請求のあったコンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢにおいて、コンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢの取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申し出がない場合には、料金表別表第5(選択料金制サービス)第16表コの規定にかかわらず、コンタクトプランⅠ又はコンタクトプランⅢの取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の際現に取り扱っているコンタクトプランⅢは、この改正規定実施の日において、コンタクトプランⅢ-1とみなします。
- 3 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月3日から平成13年6月30日の間(以下この附則において「特定期間」といいます。)に請求のあったコンタクトプランⅢ-2については、料金表別表第5(選択料金制サービス)第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取扱います。
- 4 3に規定する取扱いについては、特定期間に請求のあったコンタクトプランⅢ-2において、コンタクトプランⅢ-2の取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申し出がない場合には、料金表別表第5(選択料金制サービス)第16表コの規定にかかわらず、コンタクトプランⅢ-2の取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとします。

附則

この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年5月30日から実施します。

(経過措置)

2 コンタクトプランの取扱いについて、平成13年5月30日から平成13年6月5日までの間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に請求のあったコンタクトプランⅢ-3については、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表トに規定する年間累積通話等料金の額が同表イに定める契約金額を超えることを取扱いの要件とせず、同表トの規定を適用しないものとして取り扱います。

3 2に規定する取扱いについては、「特定期間」に請求のあったコンタクトプランⅢ-3において、コンタクトプランⅢ-3の取扱いを行う期間の満了前の当社が別に定める期日までに取扱いの終了の申し出がない場合は、料金表別表第5（選択料金制サービス）第16表コの規定にかかわらず、コンタクトプランⅢ-3の取扱いを開始した料金月から36月の間に限り継続して適用するものとして扱います。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年6月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとして扱います。

附則

この改正規定は、平成13年6月27日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年6月30日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社が別に定めるVネットサービスⅠの機能及びVネットサービスⅠに係る付加機能に係る請求に関する工事について、平成13年7月1日から当社が別に定める日までの間に、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約に係る者に限りません。）であって、VネットサービスⅡの提供を受けている者が、その第1種一般電話等契約を解除すると同時に、VネットサービスⅠに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠに係るものに限りません。）を当社と締結した場合は、料金表の第6（工事費）の2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成13年7月6日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規定は、平成13年7月28日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年8月31日から実施します。

ただし、付加機能使用料に係る部分以外の部分は、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年9月5日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年9月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により、特定料金表の適用に係る選択料

金制サービス（タイプ3）の適用を受けている登録回線及び登録内線回線については、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ3）の取扱いを受ける割引対象回線とみなします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年10月23日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下「改正前約款」といいます。）の規定により提供している付加機能（カテゴリーIVに係る第1種一般電話等契約に係る旧フリーコールサービスⅢに係るものに限ります。以下この2において同じとします。）は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
時間外着信案内サービス	受付先変更サービス
接続分配サービス	着信先分配サービス
同時接続サービス	受付回線設定サービス
全国共通番号サービス	全国共通番号サービス
話中時転送サービス	受付回線設定サービス
受付先変更サービス	受付先変更サービス コースⅡ
カスタム終了案内サービス	カスタムアナウンスサービスⅡ
待合わせ接続サービスⅡ	待合わせ接続サービス
通話等案内サービス	接続先案内サービス

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能（フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡに係るものに限ります。以下この3において同じとします。）は、この改正規定実施の日において、この改正後約款に規定する付加機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能
受付先変更サービス	受付先変更サービス
フリーコールサービスⅠに係るもの	コースⅠ
フリーコールサービスⅡに係るもの	コースⅡ

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により適用している選択料金制サービス（カテゴリーIVに係る第1種一般電話等契約に係るものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する選択料金制サービスとみなします。なお、改前約

款における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 逓増型選択料金制サービス	一定の回線群に係る全時間帯における月間 累積通話等料金の額に応じて定まる割引の 適用（タイプⅡ）
第2種料金着信払自動通話等に係る割引率 一定型選択料金制サービスⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び Ⅳ	

5 削除

6 削除

7 削除

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

9 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年11月23日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成13年12月8日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成14年1月8日から実施します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成14年1月4日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年1月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定するVネットサービスⅡに係る第1種一般電話等契約を締結している者（料金表別表5の第29表に規定する内線通話等逓増型選択料金制サービスの適用を受けている者を除きます。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、この改正約款による改正後の約款（以下「改正後約款」といいます。）に規定するVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅡに係るものに限りません。）を締結したこととなります。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前約款に規定するVネットサービスⅡに係る第1種一般電話等契約を締結している者（料金表別表5の第29表に規定する内線通話等逓増型選択料金制サービスの適用を受けている者に限ります。）は、この改正規定実施の日において、当社との間に、改正後約款に規定するVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠに係るものに限りません。）を締結したこととなります。
- 4 2又は3に基づき、当社との間に、締結したこととしたVネットサービスに係る第1種一般電話等契約（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るものに限りません。）に係る通話等については、第2（通話等料金）の1（適用）の表の(2)欄のエにかかわらず、第1種国内通話等とみなして取扱います。
- 5 削除6 削除7 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により提供している付加機能（VネットサービスⅡに係るものに限りません。）は、この改正規定実施の日において、改正後約款に規定する付加機能（Vネットサービスに係るものに限りません。）又はVネット

サービスに係る機能とみなします。なお、改正前約款における付加機能と改正後約款における付加機能又はVネットサービスに係る機能の対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における付加機能	改正後約款における付加機能又はVネットサービスに係る機能
擬似内線ダイヤルサービスⅡ	サブネットコール機能
外線ダイヤルサービス	オフネットコール機能
ホットラインサービス そのダイヤル操作方法がダイヤル操作なしの方法により行われるもの そのダイヤル操作方法が#のみダイヤルする方法により行われるもの	ダイレクトコールサービス #ダイヤルサービス

8 削除 9 この改正規定実施の際現に、改正前約款の規定により適用している選択料金制サービス（VネットサービスⅡに係るものに限ります。）は、この改正約款実施の日において、改正後約款に規定する選択料金制サービス（Vネットサービスに係るものに限ります。）とみなします。なお、改正前約款における選択料金制サービスと改正後約款における選択料金制サービスの対応関係については、次のとおりとします。

改正前約款における選択料金制サービス	改正後約款における選択料金制サービス
VネットサービスⅡに係る割引率逡増型選択料金制サービス	一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用（タイプⅡ）
VネットサービスⅡに係る割引率一定型選択料金制サービスⅡ	一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用
VネットサービスⅡに係る一定時間定額型第2種選択料金制サービス	Vネットサービスに係る契約者回線に係る全時間帯における月間累積通話時間に係る定額料金の適用

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成14年2月4日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年3月25日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により取り扱っているフレックスプラン、スーパーアカウントプランⅠ、スーパーセレクトプラン、スーパーセレクトプランプラス、スーパーセレクトプランⅡ、割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び割引率逦増型選択料金制サービスⅢは、この改正規定実施の日において、「旧フレックスプラン」、「旧スーパーアカウントプラン」、「旧スーパーセレクトプラン」、「旧スーパーセレクトプランプラス」、「旧スーパーセレクトプランⅡ」、「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ」とし、その取扱いは、次のとおりとします。

<p>一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡ又はカテゴリーⅣに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限り、以下この表において同じとします。）又はクレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限り、以下この表において同じとします。）から請求があったときは、第1種一般電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話サービス等に限り、以下この表において同じとします。）に係る契約者回線により構成される回線群ごとに、その回線群（メンバーズコード（その電話等契約者に係るもの）に限り、以下この表において同じとします。）に係る全ての時間帯における第1種国内通話等（区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）、第2種料金着信払自動通話等（区域内通話等及びフリーコールサービスに係る特定通話等を除きます。）及びPHS着信通話等の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額にその月間累積通話等料金の額（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むもの）とし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り、以下この表において同じとします。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧フレックスプラン」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限り、以下この表において同じとします。）の取扱いを受けている契約者回線については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="400 2011 1193 2054">月間累積通話等料金の額</td> <td data-bbox="1193 2011 1468 2054">割引率</td> </tr> </table>	月間累積通話等料金の額	割引率
月間累積通話等料金の額	割引率		

税抜額 5,000 円以上 30,000 円未満の場合	25.0%
税抜額 30,000 円以上 200,000 円未満の場合	28.0%
税抜額 200,000 円以上の場合	30.0%

(注1) 上表において、割引率は、第1種国内通話等及び第2種料金着信払自動通話等（区域内通話等及びフリーコールサービスに係る特定通話等を除きます。）に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率とします。

(注2) 上表において、その電話等契約者がVネットサービスI又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等（料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等（契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限りません。）及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

(注3) 削除(注4) 上表の規定にかかわらず、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率は5%とします。

イ 旧フレックスプラン回線群（アの回線群をいいます。以下同じとします。）は、同一の群を構成するものとして電話等契約者から申し出のあった契約者回線であって、次の条件を満たすものにより構成されるものとします。

(ア) 1の電話等契約者に係る契約者回線により旧フレックスプラン回線群を構成する場合

その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであること。

(イ) 2以上の電話等契約者に係る契約者回線により旧フレックスプラン回線群を構成する場合

① その電話等契約の名義が相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものであること。

② 旧フレックスプラン回線群を構成することについて同意している電話等契約者に係るものであること。

ウ 旧フレックスプランの取扱いを受けようとする電話等契約者は、旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者であって、旧フレックスプランに係る通話等料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれのない者を代表者として定め、その代表者（以下「旧フレックスプラン代表者」といいます。）を通じて旧フレックスプランの取扱いの請求をしていただきます。旧フレックスプランの終了の申し出の場合も同様とします。

ただし、イの(ア)に係る旧フレックスプラン回線群については、この限りではありません。

エ 電話等契約者は、旧フレックスプラン代表者を変更するときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。この場合において、変更後の旧フレックスプラン代表者は、ウの条件を満たす者であることを要します。

オ 当社は、旧フレックスプランに係る通話等料金その他の債務につい

ては、旧フレックスプラン回線群ごと一括して、その旧フレックスプラン回線群に係る電話等契約者（イの（イ）に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）に請求します。

ただし、当社が別に定めるところにより、旧フレックスプラン代表者があらかじめ電話等契約者（その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線に係る電話等契約者に限ります。）を指定するときは、その指定のあった電話等契約者に請求するものとします。

カ 当社は、オの規定にかかわらず、当社が別に定めるところにより、その旧フレックスプラン回線群に係る電話等契約者（イの（イ）に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）から、あらかじめ、その請求の範囲を指定して分割請求の要請があったときは、その指定に基づき分割請求するものとします。

キ 旧フレックスプランの取扱いは、次のとおりとします。
(ア) 新たに1の旧フレックスプラン回線群を構成する場合

新たに1の旧フレックスプラン回線群を構成する場合は、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から旧フレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧フレックスプランの取扱いの終了の申し出がない限り、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。旧フレックスプランの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。

(イ) 既存の1の旧フレックスプラン回線群を指定して契約者回線を追加する場合

既存の1の旧フレックスプラン回線群を指定して追加する契約者回線については、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から旧フレックスプランの取扱いを開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧フレックスプランの取扱いの終了の申し出がない限り、旧フレックスプランの取扱いは継続するものとします。

(ウ) 既存の旧フレックスプラン回線群から、契約者回線を指定して旧フレックスプランの取扱いの終了の申し出があった場合

旧フレックスプランの取扱いの終了の申し出があった契約者回線については、申し出があった日の属する料金月の末日において、旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。

ク 次の場合は、その契約者回線に係る旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者に係る契約者回線がイに規定する条件を満たさなくなったとき。

- (イ) 削除(ウ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。
- (エ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。
- (オ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその契約者回線に係る電話等契約を解除したとき。
- (カ) 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いの請求があったとき。
- ケ 次の場合は、その旧フレックスプラン回線群に係る旧フレックスプランの取扱いは終了したものとします。
- (ア) その旧フレックスプラン回線群を構成する全ての契約者回線について、クの(ア)から(カ)までの事由が生じたとき。
- (イ) 電話等契約者（イの(イ)に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者又はオのただし書の規定により指定のあった電話等契約者）が、旧フレックスプラン回線群に係る通話等料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお一括又は分割（カの規定による場合に限ります。）して支払わないとき。
- (ウ) 旧フレックスプラン代表者がウの条件を満たす者でなくなったとき。
- コ 当社は、ケの(イ)の規定により旧フレックスプランの取扱いが終了した旧フレックスプラン回線群については、その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線1回線ごとの通話等料金を算出して、当該契約者回線に係る電話等契約者に請求することとします。この場合において、電話等契約者がその支払いを行うときに係る延滞利息の適用にあたっては、ケの(イ)の支払期日を基に計算することとします。
- サ 当社は、コの規定その他の場合において、契約者回線1回線当たりの通話等料金の額を確定する必要が生じたときは、次の算式により算出することとします。

契約者回線 1回線当たりの通話等 料金の額	=	旧フレックスプラン適用後の当該旧 フレックスプラン回線群に係る通話 等料金の額	×	$\frac{\text{旧フレックスプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該契約者回線に係る通話等料金の額}}{\text{旧フレックスプランの取扱いを行わなかったとした場合の当該旧フレックスプラン回線群に係る通話等料金の額}}$
-----------------------------	---	---	---	--

- シ サの場合において、旧フレックスプラン適用後の旧フレックスプラン回線群に係る通話等料金の額からその旧フレックスプラン回線群を構成する全ての契約者回線についてサに規定する算式により算出した契約者線1回線当たりの通話等料金の額を合計した額を控除し、残額

	<p>が生じたときは、当社は、その残額を旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者（イの（イ）に係る旧フレックスプラン回線群については、旧フレックスプラン代表者）があらかじめ指定する特定の1の契約者回線に係る通話等料金の額に加算するものとします。</p> <p>ス 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧フレックスプランの取扱いを行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>セ 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、メンバーズコードの変更があった場合は、新たなメンバーズコードについて、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。この場合において、その変更が料金月の中途に行われたときは、その料金月に関しては、変更後のメンバーズコードを変更前のメンバーズコードとみなして取り扱うものとします。</p> <p>ソ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧フレックスプランの取扱いは行わないこととし、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の（ア）又は（イ）の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、旧フレックスプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>（ア） 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>（イ） 旧フレックスプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p>						
<p>一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用</p>	<p>旧スーパーアカウントプランの取り扱いについては、スーパーアカウントプランの規定に準じます。この場合において、スーパーアカウントプランのみに規定する種類については、下表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="408 1518 1473 2056"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1518 762 1644">種類</th> <th data-bbox="762 1518 1114 1644">定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）</th> <th data-bbox="1114 1518 1473 1644">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1644 762 2056">旧スーパーアカウントプラン</td> <td data-bbox="762 1644 1114 2056">税抜額 250,000 円</td> <td data-bbox="1114 1644 1473 2056">第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に20.0%を乗じて得た額、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に5.0%を乗</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額	旧スーパーアカウントプラン	税抜額 250,000 円	第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に20.0%を乗じて得た額、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に5.0%を乗
種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額					
旧スーパーアカウントプラン	税抜額 250,000 円	第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金（フリーコールサービスⅡに係る通話等の月間累積通話等料金を除きます。）の額に20.0%を乗じて得た額、PHS着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に5.0%を乗					

			じて得た額及び第2種国際通話等に係る月間累積通話等料金の額に12.5%を乗じて得た額の合算額							
	(注1) 上表において、その電話等契約者がVネットサービスI又はSネットサービスの提供を受けているときは、上表による割引のほか、全ての時間帯における第1種国内通話等(料金表別表1のオフネットコール機能を利用して行われる通話等、区域内通話等(契約者回線相互間の通話等又はスピードナンバーによる通話等に限りません。)及びスピードナンバーによらない通話等を除きます。)の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額に5.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。									
全時間帯における確定単 料金区域への 通話等に係る 月間累積通話 等料金の割引 の適用	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者(カテゴリーIIに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限りません。以下この表において同じとします。)であって、通常電話サービス等(カテゴリーIIに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限りません。以下この表において同じとします。)の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線(Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。)ごとに、全ての時間帯における第1種国内通話等(フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。)及び第2種国際通話等の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が税抜額1,000円以上の場合には、下表の割引対象通話等に係る月間累積通話等料金であって、下表の条件を満たすものの額から、その額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い(以下「旧スーパーセレクトプラン」といいます。)を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス(当社が別に定めるものを限ります。)の取扱いを受けているときは、旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けることはできません。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="762 1601 1114 1646">種類</th> <th data-bbox="762 1646 1114 1691">割引対象通話等</th> <th data-bbox="762 1691 1114 1736">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="762 1736 1114 1859" rowspan="2">旧スーパーセレクトプラン</td> <td data-bbox="762 1736 1114 1859">第1種国内通話等(区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。)</td> <td data-bbox="762 1736 1114 1859">上位5順位までの確定単 料金区域への月間 累積通話等料金の額に 25.0%を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 1859 1114 2027">第2種国際通話等</td> <td data-bbox="762 1859 1114 2027">上位5順位までの確定 取扱地域への月間累積 通話等料金の額に 15.0%を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種類	割引対象通話等	割引額	旧スーパーセレクトプラン	第1種国内通話等(区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。)	上位5順位までの確定単 料金区域への月間 累積通話等料金の額に 25.0%を乗じて得た額	第2種国際通話等	上位5順位までの確定 取扱地域への月間累積 通話等料金の額に 15.0%を乗じて得た額	
種類	割引対象通話等	割引額								
旧スーパーセレクトプラン	第1種国内通話等(区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。)	上位5順位までの確定単 料金区域への月間 累積通話等料金の額に 25.0%を乗じて得た額								
	第2種国際通話等	上位5順位までの確定 取扱地域への月間累積 通話等料金の額に 15.0%を乗じて得た額								
	イ 当社は、1の料金月について、1の旧スーパーセレクトプランに限									

り提供します。

ウ 旧スーパーセレクトプランの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセレクトプランの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いは継続するものとします。旧スーパーセレクトプランの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランの取扱いは終了したものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。

オ 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧スーパーセレクトプランの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。

カ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパ

	<p>ーセレクトプランの取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) 旧スーパーセレクトプランの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p>								
<p>全時間帯における確定単 料金区域への 通話等に係る 月間累積通話 等料金の時間 帯及び割引の 適用</p>	<p>ア 当社は、一般第1種電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって、通常電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線（Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第1種国内通話等（フリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下この表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とし、平日昼間に係る通話等料金を、第1種国内通話等に係るものに限り、夜間・休日に係る通話等料金とみなします。以下この表において同じとします。）を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額が税抜額 1,000円以上の場合には、下表の割引対象通話等に係る月間累積通話等料金であって、下表の条件を満たすものの額から、その額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧スーパーセレクトプランプラス」といいます。）を行います。</p> <p>ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いを受けているときは、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けることはできません。</p> <table border="1" data-bbox="408 1272 1473 1688"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1272 675 1397">種類</th> <th data-bbox="679 1272 938 1397">定額料金の額 （1契約者回線 ごとに月額）</th> <th data-bbox="943 1272 1201 1397">割引対象通話等</th> <th data-bbox="1206 1272 1473 1397">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 1404 675 1688">旧スーパーセレクトプランプラス</td> <td data-bbox="679 1404 938 1688">税抜額 200円</td> <td data-bbox="943 1404 1201 1688">第1種国内通話等（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）</td> <td data-bbox="1206 1404 1473 1688">上位5順位までの確定単料金区域への月間累積通話等料金の額に25.0%を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、1の料金月について、1の旧スーパーセレクトプランプラスに限り提供します。</p> <p>ウ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセ</p>	種類	定額料金の額 （1契約者回線 ごとに月額）	割引対象通話等	割引額	旧スーパーセレクトプランプラス	税抜額 200円	第1種国内通話等（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）	上位5順位までの確定単料金区域への月間累積通話等料金の額に25.0%を乗じて得た額
種類	定額料金の額 （1契約者回線 ごとに月額）	割引対象通話等	割引額						
旧スーパーセレクトプランプラス	税抜額 200円	第1種国内通話等（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。）	上位5順位までの確定単料金区域への月間累積通話等料金の額に25.0%を乗じて得た額						

クトプランプラスの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは継続するものとします。旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは終了したものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。

オ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する

	<p>料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>ク 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。</p> <p>ケ 旧スーパーセレクトプランプラスの取扱いを受けている電話等契約者であって、総合オープン通信網サービス（総合オープン通信網サービス契約約款に規定する総合オープン通信網サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けている者から請求があり、旧スーパーセレクトプランプラスに係る通話等料金と総合オープン通信網サービスに係る基本料金との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、旧スーパーセレクトプランプラスに係る電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定にかかわらず、旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金の支払いは要しないこととします。</p> <p>ただし、その料金月において、総合オープン通信網サービスに係る基本利用料が税抜額0円のときは、旧スーパーセレクトプランプラスに係る定額料金の支払いを要することとします。</p> <p>コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) ケに係る総合オープン通信網サービスに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が異なることとなったとき。</p> <p>サ ケに係るその他の取扱いは、旧スーパーセレクトプランプラスの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。</p> <p>シ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p>
<p>全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の</p>	<p>ア 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）であって通常電話サービス等（カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービ</p>

適用

ス等に係る1の契約者回線（Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。）ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における第1種国内通話等（区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同じとします。）の通話等料金（2（料金額）に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。）を、料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額に同表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い（以下「旧スーパーセレクトプランⅡ」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いを受けているときは、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けることはできません。

種類	定額料金の額（1旧スーパーアカウントプラン回線群ごとに月額）	割引額
旧スーパーセレクトプランⅡ	税抜額 100 円	35.0%

（注） 上表において、その契約者回線に係る月間累積通話等料金の額（区域内通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）が税抜額 1,000 円以上の場合には、上表による割引のほか、その月間累積通話等料金の額から、上位5順位までの確定単位料金区域への月間累積通話等料金の額（その月間累積通話等料金の額に上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額が含まれているときは、その上位2順位までの確定電話番号等への月間累積通話等料金の額を控除した額とします。）に25.0%を乗じて得た額を加えて割り引くものとします。

イ 当社は、1の料金月について、1の旧スーパーセレクトプランⅡに限り提供します。

ウ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者から旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは継続するものとします。旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは継続するものとします。

エ 次の場合は、その旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは終了したものとします。

（ア） 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約

者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものを限ります。）の取扱いの請求があったとき。

オ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者は、1の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、その旧スーパーセレクトプランⅡに定額料金を支払っていただきます。

ただし、料金表又は約款において、特段の規定のある場合は、その規定によるものとします。

カ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを行うものとします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態（当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みま

す。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者であって、総合オープン通信網サービスの提供を受けている者から請求があり、旧スーパーセレクトプランⅡに係る通話等料金と総合オープン通信網サービスに係る基本利用料との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定にかかわらず、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

ただし、その料金月において、総合オープン通信網サービスに係る基本利用料が税抜額0円のときは、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いを要することとします。

コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。

(ア) ケに係る総合オープン通信網サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の名義と総合オープン通信網サービスに係る名義が異なることとなったとき。

サ 旧スーパーセレクトプランⅡの取扱いを受けている電話等契約者であって、特定移動体事業者の契約者から請求があり、次の各号に該当する場合は、ア又はケのただし書の規定にかかわらず、旧スーパーセレクトプランⅡに係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) 旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約者が同一（当社が別に定める場合を含みます。以下スにおいて同じとします。）であるとき。

(イ) その請求が、1の特定移動体事業者に係る契約につき1の旧スーパーセレクトプランⅡに係る契約者回線に係る請求であるとき。

シ サの場合において、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者の契約名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が異なるときは、旧スーパーセレクトプランⅡに係る電話等契約者は、当社が旧スーパーセレクトプランⅡの取り扱いを行うにあたり、必要な範囲で特定移動体事業者の契約者に係る情報の通知を受けることに関するその特定移動体事業者の契約者の同意書等を提出していただきます。

ス 次の場合は、サの取扱いは終了したものとみなします。

(ア) サに係る特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) サに係る電話等契約者の電話等契約の名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が同一でなくなったとき。

セ ケ及びサに係るその他の取扱いは、旧スーパーセレクトプランⅡの取扱い（ウ又はカの取扱いに限ります。）に準じるものとします。

ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

<p>割引率逦増型 選択料金制サ ービスⅡ</p>	<p>旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの取り扱いについては、割引率逦増型選択料金制サービスⅠの規定（コの（ハ）の規定及びその関連規定を除きます。）に準じて取り扱います。この場合において「別紙1」及び「割引率逦増型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「附則別紙」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ」と読み替えるものとします。また旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ定額料及び月間合計額から割引を行う額は次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="405 443 1477 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 443 660 488">区分</th> <th data-bbox="665 443 1477 488">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 488 660 568">定額料</td> <td data-bbox="665 488 1477 568">1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡごとに月額10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 568 660 902">月間合計額から割引を行う額</td> <td data-bbox="665 568 1477 902">月間合計額のうち、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額、30万円を超え100万円までの部分に100分の6を乗じて得た額、100万円を超え300万円までの部分に100分の8を乗じて得た額及び300万円を超える部分に100分の10を乗じて得た額を合算した額。（この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡごとに月額10,000円	月間合計額から割引を行う額	月間合計額のうち、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額、30万円を超え100万円までの部分に100分の6を乗じて得た額、100万円を超え300万円までの部分に100分の8を乗じて得た額及び300万円を超える部分に100分の10を乗じて得た額を合算した額。（この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）
区分	料金額						
定額料	1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡごとに月額10,000円						
月間合計額から割引を行う額	月間合計額のうち、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額、30万円を超え100万円までの部分に100分の6を乗じて得た額、100万円を超え300万円までの部分に100分の8を乗じて得た額及び300万円を超える部分に100分の10を乗じて得た額を合算した額。（この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）						
<p>割引率逦増型 選択料金制サ ービスⅢ</p>	<p>旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの取り扱いについては、割引率逦増型選択料金制サービスⅠの規定（コの（ハ）の規定及びその関連規定を除きます。）に準じて取り扱います。この場合において「別紙1」及び「割引率逦増型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「附則別紙」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ」と読み替えるものとします。また旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ定額料及び月間合計額から割引を行う額は次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="405 1234 1477 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1234 660 1279">区分</th> <th data-bbox="665 1234 1477 1279">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1279 660 1359">定額料</td> <td data-bbox="665 1279 1477 1359">1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢごとに月額1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1359 660 1615">月間合計額から割引を行う額</td> <td data-bbox="665 1359 1477 1615">月間料金額のうち、1万円を超え10万円までの部分に100分の3を乗じて得た額、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額及び30万円を超える部分に100分の5を乗じて得た額を合算した額。この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げます。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	料金額	定額料	1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢごとに月額1,000円	月間合計額から割引を行う額	月間料金額のうち、1万円を超え10万円までの部分に100分の3を乗じて得た額、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額及び30万円を超える部分に100分の5を乗じて得た額を合算した額。この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げます。
区分	料金額						
定額料	1の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢごとに月額1,000円						
月間合計額から割引を行う額	月間料金額のうち、1万円を超え10万円までの部分に100分の3を乗じて得た額、10万円を超え30万円までの部分に100分の4を乗じて得た額及び30万円を超える部分に100分の5を乗じて得た額を合算した額。この場合において、当該合計した額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げます。						
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線を、他の旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線として重複して登録することはできません。 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線を、異なる種類の選料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。 旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ及び旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る登録回線において、異なる種類の選料金制サービスを重複して利用することはできません。 							

4 第3種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線を、そのバーネット代表者である旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ若しくは旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ利用者又はそのバーネットサービス代表者と相互に業務上密接な関係にある旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ若しくは旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢ利用者が旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ又は旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの登録内線回線とした場合、その契約者回線から発信される第3種内線自動通話・通信等については、旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡ又は旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢに係る通話等料金を適用します。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月10日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年5月30日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。

2 削除

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年6月3日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年6月7日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施の日以降を起算日とする料金月から平成14年6月27日を起算日とする料金月までの間に限り、KDDI 企第279号(平成13年12月21日)の改正規定による改正前の料金表別表5(選択料金制サービス)の第24表(割引率一定型第1種選択料金制サービス)及び第26表(割引率一定型第2種選択料金制サービス)並びに第二電電企第1160号(平成12年9月14日)の附則7で定める旧回線群型選択料金制サービスの適用に係る通話等料金については、同表の規定にかかわらず、定額料の支払を要しません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年6月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年6月30日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。
(平成8年10月1日付附則の改定)
- 2 平成8年10月1日付附則の第2項及び第3項を削除します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正料金表に係る改正前の約款により取り扱っている国内国際統合割引率変動型選択料金制サービスは、この附則実施の日において、「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」とし、その取扱いは、次のとおりとします。

旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス	<p>ア 「旧国内国際統合割引率変動型選択料金制サービス」(以下「旧統合変動型選択料金制サービス」といいます。)とは、次表(ア)に掲げる通話等の料金の1料金月における合計額(以下本表において「月間合計額」といいます。)について、次表(イ)に定める割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>(ア)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">通話等の種類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">第1種国際通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信及びフレックスプラン(タイプⅡ)の適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同じとします。)</td> <td style="vertical-align: top;">一般自動通話等(バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下この表において同じとします。)、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、第3種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカード・コール、第三者課金通話等、会議通話等、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う第1種クレジット自動通話等、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール及びクレジットカード・コール、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求を行う外国間の第1種クレジット自動通話等、当社がその料金月に外国から通知を受けた外国から本邦に着する、第1種クレジット自動通話等、クレジットカード・コール及びコレクトコール</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第1種海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話(デジタル通信モード(64Kb/s)による</td> <td style="vertical-align: top;">一般自動通話等、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカードコール及び第三者課金通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等、コレクトコール及びクレジットカード・コール</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通話等の種類等	第1種国際通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信及びフレックスプラン(タイプⅡ)の適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同じとします。)	一般自動通話等(バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下この表において同じとします。)、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、第3種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカード・コール、第三者課金通話等、会議通話等、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う第1種クレジット自動通話等、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール及びクレジットカード・コール、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求を行う外国間の第1種クレジット自動通話等、当社がその料金月に外国から通知を受けた外国から本邦に着する、第1種クレジット自動通話等、クレジットカード・コール及びコレクトコール	第1種海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話(デジタル通信モード(64Kb/s)による	一般自動通話等、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカードコール及び第三者課金通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等、コレクトコール及びクレジットカード・コール
区分	通話等の種類等						
第1種国際通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信及びフレックスプラン(タイプⅡ)の適用を受ける通話等を除きます。以下この表において同じとします。)	一般自動通話等(バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下この表において同じとします。)、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、第3種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等、オフネット自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカード・コール、第三者課金通話等、会議通話等、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う第1種クレジット自動通話等、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール及びクレジットカード・コール、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求を行う外国間の第1種クレジット自動通話等、当社がその料金月に外国から通知を受けた外国から本邦に着する、第1種クレジット自動通話等、クレジットカード・コール及びコレクトコール						
第1種海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等並びに海事衛星通信サービス契約約款等に規定する通話(デジタル通信モード(64Kb/s)による	一般自動通話等、第1種クレジット自動通話等、第三者課金自動通話等、番号通話等、指名通話等、クレジットカードコール及び第三者課金通話等並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等、コレクトコール及びクレジットカード・コール						

総合デジタル通信及びフレックスプラン（タイプⅡ）の適用を受ける通話等を除きます。）（以下この表において「第1種海事衛星電話通話・通信等」といいます。）

(イ)

月間合計額から割引を行う額 (税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)	
月間合計額	割引額
税抜額5,000円以上30,000円未満の場合	月間合計額に100分の25を乗じて得た額
税抜額30,000円以上200,000円未満の場合	月間合計額に100分の28を乗じて得た額
税抜額200,000円以上の場合	月間合計額に100分の30を乗じて得た額

イ 当社は、第2種一般電話等契約者（カテゴリⅢに係る第2種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、旧統合変動型選択料金制サービスを提供します。この場合、第2種一般電話等契約者にはその契約者回線（カテゴリⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下本表においてヒ及び備考を除き、同じとします。）1回線を、旧統合変動型選択料金制サービスの契約に係る回線（以下本表において「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」といいます。）として指定していただきます。

○ その請求をした第2種一般電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

○ 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ イの規定により当社から旧統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された第2種一般電話等契約者（以下「旧統合変動型選択料金制サービス利用者」といいます。）は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。以下本表において同じとします。）を重複して利用することはできません。

エ 第78条の規定により契約者回線、他社接続回線又はアクセス回線を使用できない場合は、当該契約者回線、他社接続回線又はアクセス回線から旧統合変動型選択料金制サービスを利用することはできません。

オ 第69条の規定により旧統合変動型選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用を停止されたときは、旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなすことがあります。

カ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、第30条の規定その他の規定により第2種一般電話等契約が解除（その解除が、当該契約者回線に係る電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約者に限りません。）からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したことに伴う場合を除きます。）されることによって、旧統合変動型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合、若しくはケで規定する旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されることとなる場合は、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

キ 当社は、カの場合において、ケで規定する旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線が廃止されたにもかかわらず、カに規定する通知がなされないときは、旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線であった契約者回線から発信された通話等を、旧統合変動型選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、その通知がなされるまでの旧統合変動型選択料金制サービスの利用に係る通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。

ク 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線につき、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

ケ 適用の対象となる一般自動通話等並びに番号通話等及び指名通話等（組み合わせることができる通話等は、会議通話等に限りません。以下このケにおいて同じとします。）は、次の契約者回線又は移動体契約回線（以下本表において総じて「登録回線」といいます。）から発信されたものに限りません。

(イ) 甲種登録回線

旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線並びに旧統合変動型選択料金制サービス利用者名義のものであって、その旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線及びカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線

(ロ) 乙種登録回線

旧統合変動型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合する第2種一般電話等契約者及びカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約者であって、サによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して旧統合変動型選択料金制サービスを利用することについて当社の承諾を受けた方の、シによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した契約者回線又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る移動体契約回線

コ 適用の対象となる第3種内線自動通話等、バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等（以下本表において「第3種内線自動通話・通信等」といいます。）は、次の契約者回線又は移動体契約回線（以下本表において総じて「登録内線回線」といいます。）から発信され、かつ、

その登録内線回線の電話等契約者が提供を受けているバーネットサービスに係るものに限ります。

(イ) 甲種登録内線回線

旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線がバーネット代表者に係る回線である場合において、その旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した、そのバーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線又は移動体契約回線

(ロ) 乙種登録内線回線

旧統合変動型選択料金制サービス利用者と相互に業務上密接な関係にあることについて当社が別に定める基準に適合するバーネット代表者であって、サによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して統合変動型選択料金制サービスを利用することについて当社の承諾を受けた方の、シによりその旧統合変動型選択料金制サービス利用者があらかじめ指定した、バーネットサービスに係る閉域集団を構成する契約者回線又は移動体契約回線

サ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して旧統合変動型選択料金制サービスを利用しようとする方（以下このサにおいて「請求者」といいます。）は、その旨をその旧統合変動型選択料金制サービス利用者（以下このサにおいて単に「旧統合変動型選択料金制サービス利用者」といいます。）を通じて当社に請求してください。当社は次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

(イ) 請求者が電話サービス等に係る料金その他の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき

(ロ) 請求者がその請求に係る契約者回線につき、重複して複数の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスを除きます。）を利用することとなるとき

(ハ) 請求者の通話等料金の明細情報が、旧統合変動型選択料金制サービス利用者に通知されることについて、請求者が承諾しないとき

(ニ) その請求を承諾することにより当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき

シ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、乙種登録回線及び乙種登録内線回線の指定を行うときは、サの請求と同時に行ってください。

ス 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者と共同して旧統合変動型選択料金制サービスを利用する方（以下「旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者」といいます。）が、第 69 条の規定により旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、サの承諾を取り消すことがあります。

セ 適用の対象となるコレクトコール及び第 3 種料金着信払自動通話等は、登録回線に着するものに限ります。

ソ 適用の対象となる第 1 種クレジット自動通話等、クレジット自動通話等及びクレジットカード・コールは、旧統合変動型選択料金制サービス利用者並びにその旧統合変動型選択料金制サービス利用者の登録回線の第 2 種一般電話等契約者（以下本表において「契約者等」といいます。）がその登録回線を課金先として、締結しているクレジット電話等契約（カテゴリーⅢに係るものに限ります。）又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。

- タ 適用の対象となる第2種クレジット自動通話等は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者の登録回線の第1種一般電話等契約者がその登録回線を課金先として、締結しているクレジット電話等契約（カテゴリーⅣに係るものに限ります。）に係るものに限ります。
- チ 適用の対象となる第三者課金自動通話等及び第三者課金通話等は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者の登録回線の契約者等がその登録回線を課金先として、提供を受けている第三者課金サービスに係るものに限ります。
- ツ 旧統合変動型選択料金制サービスの利用の開始日は、その利用の請求があった日を含む料金月の翌料金月の初日（当社が承諾するときは、その料金月における当社が指定する日）とし、利用の廃止日は、その廃止の請求があった日を含む料金月の末日（オ及びカの規定により、旧統合変動型選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合は、この限りではありません。）とします。
- テ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る一般自動通話等、第1種クレジット自動通話等、第2種クレジット自動通話等、第3種料金着信払自動通話等、第三者課金自動通話等及び第3種内線自動通話・通信等並びに番号通話等、指名通話等、コレクトコール、クレジットカード・コール、第三者課金通話等及び会議通話等の通話等料金（以下本表において「割引適用後通話等料金」といいます。）を旧統合変動型選択料金制サービス利用者に、一括して請求します。この場合において、旧統合変動型選択料金制サービス利用者は割引適用後通話等料金を一括して当社に支払ってください。
- ト 当社は、テの一括請求の際に旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者の通話等料金の明細情報を旧統合変動型選択料金制サービス利用者に通知します。
- ナ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者が割引適用後通話等料金を当社に一括して支払わないときは、その旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止します。この場合において、当社は第88条第1項及び第2項の規定に従い、その旧統合変動型選択料金制サービスに係る通話等の通話等料金を、その通話等料金の支払義務者に請求します。
- ニ 旧統合変動型選択料金制サービス利用者は、旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線及び登録内線回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。
- ヌ 旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者は、その方に係る登録回線の登録の抹消を請求しようとするときは、あらかじめ、旧統合変動型選択料金制サービス利用者を通じて、その旨を当社に通知してください。
- ネ ニ及びヌの場合当社は、その通知日を含む料金月の翌料金月からその追加、抹消及び変更を適用します。
- ノ 当社は、旧統合変動型選択料金制サービス利用者及び旧統合変動型選択料金制サービス共同利用者が旧統合変動型選択料金制サービスを当社が別に定める一定期間利用しなかった場合には、旧統合変動型選択料金制サービス利用者の承諾をもって、この旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止します。

	<p>ハ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。</p> <p>ヒ 旧統合変動型選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービスの取扱いの請求があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線である場合 旧統合変動型選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。</p> <p>(イ) その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線以外の登録回線又は登録内線回線である場合 その契約者回線に係る登録の抹消を行ったものとします。</p>
--	--

備考

- 1 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、他の旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 2 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線を、異なる種類の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 3 旧統合変動型選択料金制サービスに係る登録回線において、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。
- 4 第 3 種内線自動通話等を適用の対象とする選択料金制サービスに係る契約者回線を、そのバーネット代表者である旧統合変動型選択料金制サービス利用者又はそのバーネット代表者と相互に業務上密接な関係にある旧統合変動型選択料金制サービス利用者が旧統合変動型選択料金制サービスの登録内線回線とした場合、その契約者回線から発信される第 3 種内線自動通話・通信等については、旧統合変動型選択料金制サービスを適用します。

- 3 この改正料金表実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成 14 年 8 月 15 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年8月28日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

ただし、料金表第2(通話等料金)に定めるインマルサットF型に関する部分は、平成14年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施前にその事由の生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年10月25日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定するVネットパックは、この改正規定による改正後の約款に規定するVネットパック1とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとしてします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

(経過措置)

2 セイシェル共和国及びディエゴ・ガルシア宛ての非自動通話等(番号通話等に限ります。)並びにセイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアから本邦に着する、当社が発行するクレジットカードによるクレジットカード・コール(当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話を除きます。)に係る通話等料金については、平成14年12月16日からセイシェル共和国及びディエゴ・ガルシア宛ての一般自動通話等(Vネットサービスに係る通話等、バーネットサービスに係る通話等及びIP通話等を除きます。)、特

定携帯国際自動通話、特定プリペイド自動通話及び特定ローミングによる国際通話の取扱いを開始するまでの間、自動通話等の通話等料金を適用します。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成14年12月20日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月2日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年1月17日から実施します。
ただし、この改正規定中、第3種月間合計額に関する規定については、平成15年2月1日から適用を開始します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年1月31日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年2月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年3月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年3月12日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年3月17日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年3月26日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年4月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年5月26日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

ただし、タイ王国に係る国際ローミング着信自動通話については平成15年8月8日、台湾に係る国際ローミング着信自動通話については当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

(平成14年6月1日付附則の改定)

- 2 平成14年6月1日付附則の第2項中「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」とあるのは、「区域内通話等、第2種移動体着信通話等若しくは第3種移動体着信通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」に

改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年8月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年9月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正料金表は、平成15年9月18日から実施します。

(KDDI 渉第596号附則の改正)

2 KDDI 渉第596号(平成15年7月24日付)に係る附則の第1項中「当社が別に定める日」を「平成15年9月18日」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年10月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年10月28日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年11月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年11月19日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年12月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年12月19日から平成16年4月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際プランについては、その取扱いを開始した日(以下「取扱開始日」といいます。)に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5(選択料金制サービス)の第56表(全時間帯における移動体契約回線からの通話への特定料金表の適用)の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額の

うち、1,000円までの部分に1を乗じて得た額を割引く取扱いを行います。ただし、この取扱いは1の移動体契約回線につき、1回に限ります。

区分	割引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成15年12月19日から平成16年1月1日までの間の場合	平成16年1月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年1月2日から平成16年2月1日までの間の場合	平成16年2月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年2月2日から平成16年3月1日までの間の場合	平成16年3月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年3月2日から平成16年4月1日までの間の場合	平成16年4月1日を起算日とする料金月

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年2月12日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この附則は、平成16年4月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年4月2日から平成16年7月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際

プランについては、その取扱いを開始した日（以下「取扱開始日」といいます。）に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第56表（全時間帯における移動体契約回線からの通話への特定料金表の適用）の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額のうち、1,000円までの部分に1を乗じて得た額を割引く取扱いを行います。ただし、この取扱い（KDDI 渉第713号（平成15年12月5日）の改正料金表による取扱いを含みます。）は1の移動体契約回線につき、1回に限ります。

区分	割引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成16年4月2日から平成16年5月1日までの間の場合	平成16年5月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年5月2日から平成16年6月1日までの間の場合	平成16年6月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年6月2日から平成16年7月1日までの間の場合	平成16年7月1日を起算日とする料金月

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年4月12日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正附則は、平成16年4月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 毎暦日の16日又は23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約のうち、平成16年6月1日より毎暦日の1日を起算日とする料金月に変更するものについては、次表の区分に従い、同表に定める期間に従って計算します。

区分	割引く取扱いを行う料金月
1 毎暦日の16日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	平成16年4月16日から平成16年5月31日までの期間
2 毎暦日の23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	平成16年4月23日から平成16年5月31日までの期間

- 3 前項の場合、定額料金を要する選択料金サービスの適用については、同項で定める計算期間を1料金月とみなして取り扱います。
- 4 第2項で定める計算期間における料金表の料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）の

取扱いについては、同表で定める基準時間に代えて、次表に規定する基準時間を適用します。

区分	基準時間
毎暦日の16日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）で定める基準時間に1.5を乗じて得た時間
毎暦日の23日を起算日とする料金月に従って計算する電話等契約の場合	料金表別表5（選択料金制サービス）の第50表（一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等時間に係る定額料金の適用）で定める基準時間に1.3を乗じて得た時間

- 5 第2項で定める計算期間における料金表の第3（付加機能使用料）の1（適用）の表の（2）欄（優先接続に係るフリーコールサービスに係る料金額の適用）の取扱いについては、同欄で定める減額金額に代えて、減額金額を200円（付加機能使用料の額が200円に満たない場合は、その付加機能使用料の額）とします。
- 6 この改正附則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正附則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年4月17日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この附則は、平成16年7月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成16年7月2日から平成16年9月1日までの間に取扱いを開始したモバイル国際プランについては、その取扱いを開始した日（以下「取扱開始日」といいます。）に応じて定まる下表の料金月に限り、料金表別表5（選択料金制サービス）の第60表（全時間帯における移動体契約回線からの通話への特定料金表の適用）の適用に係る通話等料金を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、当該月間累積通話等料金の額のうち、1,000円までの部分に1を乗じて得た額を割引く取扱いを行います。ただし、この取扱い（平成15年12月19日から平成16年7月1日までに行われた同様の取扱いを含みます）は1の移動体契約回線につき、1回に限ります。

区分	割引く取扱いを行う料金月
取扱開始日が平成16年7月2日から平成16年8月1日までの間の場合	平成16年8月1日を起算日とする料金月
取扱開始日が平成16年8月2日から平成16年9月1日までの間の場合	平成16年9月1日を起算日とする料金月

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年7月3日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年10月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年12月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年12月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月4日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月7日から実施します。

(経過措置)

2 本附則実施より平成17年9月30日までに特定選択料金制サービスⅣの申込をし、その承諾を受けたときは、特定選択料金制サービスⅣ適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年3月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年4月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成17年9月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。また、上記記載の優先接続の取扱いにおいて、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の通話等区分のうちいずれか1以上の区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成17年9月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、平成17年9月30日までの通話料金につき、最低利用料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年7月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年7月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年3月31日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年10月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年1月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正料金表に係る改正前の約款により取り扱っている

国内国際統合第1種選択料金制サービス及び国内国際統合第2種選択料金制サービスは、この附則実施の日において、「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」及び「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」とし、その取扱いは、次のとおりとします。

旧国内国際統合第1種選択料金制サービス

ア「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」とは、次の(ア)に掲げる通話等の通話等料金について、本表に掲げる通話等料金を適用した上で、その通話等料金の合計額（1料金月の初日（利用を開始した月においては、利用開始日とします。）から末日までに利用のあった通話等の通話等料金の合計額とします。以下本表において同じとします。）と次の(イ)に掲げる通話等の通話等料金の合計額との総合計額（以下「第1種国際利用額」といいます。）が税抜額300円以上である場合に、その第1種国際利用額について、本表に定める額の割引を適用し、第2種国内通話等におけるクレジット自動通話等の通話等料金の合計額（以下「第1種国内利用額」といいます。）が税抜額300円以上である場合に、その第1種国内利用額について、本表に定める額の割引を適用するサービスをいいます。

(ア) 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における、一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等並びに当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール及びクレジットカード・コール（このアの(ウ)に定める適用対象時間帯に開始されたものに限ります。）

(イ) 海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における、一般自動通話等、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等、コレクトコール及びクレジットカード・コール（このアの(ウ)に定める適用対象時間帯に開始されたものに限ります。）、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話等

(ウ) 適用対象時間帯

区分	曜日等	時間帯
適用対象時間帯Ⅰ （本邦の暦によります。）	月曜～金曜 （祝日を除きます。）	午前0時から午前8時まで 午後7時から翌日の午前0時まで
	土曜、日曜及び祝日	終日
適用対象時間帯Ⅱ （本邦の暦によります。）	適用対象時間帯Ⅰ以外とします。	

イ 当社は、第2種一般電話等契約者（カテゴリⅢに係る第2種一般

電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。)又は特定第1種一般電話契約者(カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。)から請求があったときは、その請求を承諾し、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスを提供します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その請求を承諾しないことがあります。

○ その請求をした第2種一般電話等契約者又は特定第1種電話契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

○ 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ 第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者は、あらかじめ指定した1の契約者回線(カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約又は特定第1種一般電話契約に係るものであって、その第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者名義のものに限ります。以下本表においてコを除き、同じとします。)ごとに1の旧国内国際統合第1種選択料金制サービスを利用することができます。

エ ウの規定により当社から旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を承諾された第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者(以下「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者」といいます。)は、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。

オ 第78条の規定により契約者回線を使用できない場合は、当該契約者回線から旧国内国際統合第1種選択料金制サービスを利用することはできません。

カ オの場合において、当社はそのことを知ったときから旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。

キ 当社は、第69条の規定により旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。

ク 旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者は、第30条の規定により第2種一般電話等契約が解除されることによって旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合には、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

ケ 当社は、クの場合において、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスが廃止されたにもかかわらずクに規定する通知がなされないときは、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスに係る契約者回線であった契約者回線から発信された通話等を旧国内国際統合第1種選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、クの通知がなされるまでの間の通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。

コ 旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービス(当社が別に定める選択料金制サービスに限ります。)の取扱いの請求があったときは、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。

サ 旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者は、選択料金制サ

サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

シ 当社は、旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者の旧国内国際統合第1種選択料金制サービスに係る契約者回線（以下「旧第1種統合割引回線」といいます。）に係る電話番号に変更があった場合には、旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を廃止します。

ス 適用の対象となる一般自動通話等、番号通話等及び指名通話等は、第1種統合割引回線から発信されたものに限りま

セ 適用の対象となるコレクトコールは、第1種統合割引回線に着するものに限りま

ソ 適用の対象となる、本邦から発信するクレジット自動通話等及びクレジットカード・コールは、当社が発行するクレジットカードによるものに限りま

タ 適用の対象となる、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等及び当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するクレジットカード・コールは、ソに規定するクレジットカードによるものに限りま

チ 適用の対象となる、海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及びクレジットカード・コールは、ソに規定するクレジットカードによるものに限りま

ツ 当社は、旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者が旧国内国際統合第1種選択料金制サービスを当社が別に定める一定期間利用しなかった場合には、旧国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者の承諾をもって、この旧国内国際統合第1種選択料金制サービスの利用を廃止しま

テ 当社は、第88条第3項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなしま

備考 旧国内国際統合第1種選択料金制サービスに係る国際通話等の通話等料金並びに第1種国際利用額及び第1種国内利用額から割引を行う額

1 適用対象時間帯Iに開始された国際通話等の通話等料金

(イ) 自動通話等の通話等料金

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のi、イの(ア)の③の(a)のi、ウの(イ)の①の(a)のi、ウの(イ)の②の(a)のi、エの(イ)の①若しくはオ（国際通話に係るもの）に限りま。又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる「深夜・早朝」時間帯の通話等料金と同額

(ロ) 非自動通話等の通話等料金

(i) 本邦発信の通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（国際通話に係るもの）に限りま。又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ii) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のAの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

2 適用対象時間帯Ⅱに開始された国際通話等の通話等料金

(イ) 自動通話等の通話等料金

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のAの(ア)の③の(a)のi、イの(ア)の③の(a)のi、ウの(イ)の①の(a)のi、ウの(イ)の②の(a)のi、エの(イ)の①若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ロ) 非自動通話等の通話等料金

(i) 本邦発信の通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のAの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（第1種国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ii) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のAの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

3 第1種国際利用額から割引を行う額（(イ)及び(ロ)の合計額とします。）

(イ) 適用対象時間帯Ⅰに開始された通話等に係る第1種国際利用額に100分の25を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）

(ロ) 適用対象時間帯Ⅱに開始された通話等に係る第1種国際利用額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）

4 第1種国内利用額から割引を行う額

第1種国内利用額に100分の10を乗じて得た額（税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）

旧国内国際統合第2種選択料金制サービス	ア 「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」とは、次の(ア)に掲げる通話等の通話等料金について、本表に掲げる通話等料金を適用した上で、その通話等料金の合計額（1料金月の初日（利用を開始した月においては、利用開始日とします。）から末日までに利用のあった通話等の通話等料金の合計額とします。以下本表において同じとします。）と、次の(イ)に掲げる通話等の通話等料金の合計額との総合計額（以下「第2種国際利用額」といいます。）が1,000円以上である場合に、その第2種国際利用額について、本表に定める額の割引を適用し、第2種国内通話等におけるクレジット自動通話等の通話等料金の合計額（以下「第2種国内利用額」といいます。）が税抜額300円以上
---------------------	--

である場合に、その第2種国内利用額について、本表に定める額の割引を適用するサービスをいいます。

(ア) 国際通話等における、一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等並びに当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール及びクレジットカード・コール（第20表のアの(ウ)に定める適用対象時間帯に開始されたものに限ります。）、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話等

(イ) 海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における、一般自動通話等、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話、コレクトコール及びクレジットカード・コール（第20表のアの(ウ)に定める適用対象時間帯に開始されたものに限ります。）

イ 当社は、第2種一般電話等契約者（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は特定第1種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）から請求があったときは、その請求を承諾し、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスを提供します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その請求を承諾しないことがあります。

○ その請求をした第2種一般電話等契約者又は特定第1種電話契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

○ 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ 第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者は、あらかじめ指定した1の契約者回線（カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約又は特定第1種一般電話契約に係るものであって、その第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者名義のものに限ります。以下本表においてコを除き、同じとします。）ごとに1の旧国内国際統合第2種選択料金制サービスを利用することができます。

エ イの規定により当社から旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用を承諾された第2種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者（以下「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者」といいます。）は、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービスを重複して利用することはできません。

オ 第78条の規定により契約者回線を使用できない場合は、当該契約者回線から旧国内国際統合第2種選択料金制サービスを利用することはできません。

- カ オの場合において、当社はそのことを知ったときから旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。
- キ 当社は、第69条の規定により旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者に係る電話サービス等の利用が通話等を停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。
- ク 旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者は、第30条の規定により第2種一般電話等契約が解除されることによって旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用が廃止されることとなる場合には、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。
- ケ 当社は、クの場合において、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスが廃止されたにもかかわらず規定する通知がなされないときは、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスに係る契約者回線であった契約者回線から発信された通話等を、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスに係る通話等とみなして取り扱うことがあります。この場合において、クの通知がなされるまでの間の通話等の通話等料金の支払い義務については、第88条第1項及び第2項の規定を準用します。
- コ 旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスに限ります。）の取扱いの請求があったときは、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用を廃止したものとします。
- サ 旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。
- シ 当社は、旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者の旧国内国際統合第2種選択料金制サービスに係る契約者回線（以下「第1種統合割引回線」といいます。）に係る電話番号に変更があった場合には、旧国内国際統合第2種選択料金制サービスの利用を廃止します。
- ス 適用の対象となる一般自動通話等、番号通話等及び指名通話等は、第1種統合割引回線から発信されたものに限ります。
- セ 適用の対象となるコレクトコールは、第1種統合割引回線に着するものに限ります。
- ソ 適用の対象となる、本邦から発信するクレジット自動通話等及びクレジットカード・コールは、当社が別に定めるクレジットカード（第1種統合割引回線の電話番号に課金されるものに限ります。）によるものに限ります。タ 適用の対象となる、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等及び当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するクレジットカード・コールは、ソに規定するクレジットカードによるものに限ります。チ 適用の対象となる、海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話等及びクレジットカード・コールは、ソに規定するクレジットカードによるものに限ります。ツ 当社は、旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者が旧国内国際統合第2種選択料金制サービスを当社が別に定める一定期間利用しなかった場合には、旧国内国際統合第2種選択料金制サービス利用者の承諾をもって、この旧国内国際統合第2種選択料

金制サービスの利用を廃止します。
 テ 当社は、第 88 条第 3 項に規定する場合においては、同条同項の規定により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。

備考 旧国内国際統合第 2 種選択料金制サービスに係る国際通話等の通話等料金並びに第 2 種国際利用額及び第 2 種国内利用額から割引を行う額

1 第 20 表のアの(ウ)で定める適用対象時間帯 I に開始された国際通話等の通話等料金

(イ) 自動通話等の通話等料金

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の i、イの(ア)の③の(a)の i、ウの(イ)の①の(a)の i、ウの(イ)の②の(a)の i、エの(イ)の①若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる「深夜・早朝」時間帯の通話等料金と同額

(ロ) 非自動通話等の通話等料金

(i) 本邦発信の通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の ii、イの(ア)の③の(a)の ii、ウの(イ)の①の(a)の ii、ウの(イ)の②の(a)の ii、エの(イ)の②若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(II) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の ii、イの(ア)の③の(a)の ii、ウの(イ)の①の(a)の ii、ウの(イ)の②の(a)の ii、エの(イ)の②若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

2 第 20 表のアの(ウ)で定める適用対象時間帯 II に開始された国際通話等の通話等料金

(イ) 自動通話等の通話等料金

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の i、イの(ア)の③の(a)の i、ウの(イ)の①の(a)の i、ウの(イ)の②の(a)の i、エの(イ)の①若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第 2 通話等料金) 2 (料金額) の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ロ) 非自動通話等の通話等料金

(i) 本邦発信の通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の ii、イの(ア)の③の(a)の ii、ウの(イ)の①の(a)の ii、ウの(イ)の②の(a)の ii、エの(イ)の②若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ii) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第 2 (通話等料金) 2 (料金額) における(1)のアの(ア)の③の(a)の ii、イの(ア)の③の(a)の ii、ウの(イ)

の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エ(イ)の②若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第2(通話等料金)2(料金額)の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

3 第2種国際利用額から割引を行う額((イ)及び(ロ)の合計額とします。)

(イ) 適用対象時間帯Ⅰに開始された通話等に係る第2種国際利用額のうち、6,000円までの部分に100分の12を乗じて得た額、6,000円を超える部分に100分の40を乗じて得た額を合算した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)

(ロ) 適用対象時間帯Ⅱに開始された通話等に係る第2種国際利用額に100分の12を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)

4 第2種国内利用額から割引を行う額

第2種国内利用額に100分の10を乗じて得た額(税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年2月6日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年3月8日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料

で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。
（提供終了）
- 2 「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」及び「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」の提供を終了します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成18年12月31日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス（タイプ4）の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金（税抜き）が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。なお、平成18年7月1日から平成18年12月31日までの間に申込みがあった特定選択料金制サービスⅣには、第62表アの(2)－1条件のア、イおよびウを適用しません。
- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年10月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年11月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他 の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成19年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成19年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成20年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ4)の適用を受ける1の回線につき、第62表アの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は平成19年11月13日より実施します。ただし、料金表別表5 第63表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)に係る改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成20年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)の適用を受ける1の回線につき、第63表イの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。

3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は平成19年11月14日より実施します。ただし、料金表別表5 第63表 特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)に係る改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 協定事業者の電話サービス契約約款又はデジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いについて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合について、本附則実施より平成20年6月30日までに特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)の申込をし、その承諾を受けたときは、特定料金表の適用に係る選択料金制サービス(タイプ5)の適用を受ける1の回線につき、第63表イの(2)最低利用料で定める最低利用料を超過する通話料金(税抜き)が発生していない場合でも、最低利用料の支払いを要しません。
- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他 の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては 、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成20年6月16日から実施します。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規則は、平成20年8月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規則は、平成20年10月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正料金表に係る改正前の約款により取り扱っている「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用(タイプII)」、「国内国際統合第1種選択料金制サービスII」、及び「全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」の取扱いは、次のとおりとします。

<p>全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用(タイプII) (商品名:だんぜん昼割2)</p>	<p>ア 当社は、一般第1種電話等契約者(カテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。)であって、通常電話サービス等(カテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。)の提供を受けている者又は特定第1種一般電話契約者(カテゴリーIIIに係る特定第1種一般電話契約に係る特定第1種一般電話契約者に限ります。以下この表において同じとします。)から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線(Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。)又は1の移動体契約回線(カテゴリーIIIに係る特定第1種一般電話契約に係るものに限りません。以下この表において同じとします。)ごとに、下表の定額料金の支払いがあることを条件に、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とし、第1種国内通話等においては、平日昼間に係る通話等料金を、夜間・休日に係る通話等料金とみなします。以下この表において同じとします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額(区域内通話等、特定契約者回線以外の契約者回線への第2種移動体着信通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等に係る月間累積通話等料金の額を含むものとし、他の選択料金制サービス(当社が別に定めるものに限りません。)の適用による場合は、適用した後の額とします。)が税抜額1,000円以上の場合には、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額(第1種国内通話等に係る月間累積通話等料金の額においては、上位10順位までの確定単位料金区域(1の契約者回線に係る第1種国内通話等の通話等料金を、その第1種国内通話等の着信した単位料金区域(以下「着信単位料金区域」と</p>
--	--

います。)ごとに料金月単位に累積し、その着信単位料金区域ごとの月間累積通話等料金の額が大きい順(その着信単位料金区域ごとの月間累積通話等料金の額が同じ場合は、当社が指定した順)の着信単位料金区域をいいます。以下同じとします。)への通話等に係る月間累積通話等料金の額に限ります。以下このアにおいて「判定額」といいます。)に25.0%(但し、下表の割引対象通話等のうち、第2種移動体着信通話等に係る月間累積通話等料金の額に適用する割引率については判定額にかかわらず、5%とします。)を乗じて得た額を割り引く取扱い(以下「スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)」)といっています。

ただし、その契約者回線(移動体契約回線を含みます。以下この表において同じとします。)について、他の選択料金制サービス(当社が別に定めるものに限り、)の取扱いを受けているときは、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けることはできません。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス(第15表に規定するYプランを除きます。)

(ア) 定額料金

区分	定額料金の額 (1契約者回線ごとに月額)
スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)	税抜額 200 円

(イ) 割引対象通話等

区分	割引対象通話等
第1種国内通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等を除く通話等
第2種移動体着信通話等	特定契約者回線に着信する通話等
国際通話等(デジタル通信モード(64Kb/s)による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。)	一般自動通話等(バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。)、クレジット自動通話等(別に定めるものに限り、)、番号通話等、指名通話、クレジットカード・コール(別に定めるものに限り、)及び外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等(デジタル通信モー	一般自動通話等、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通

ド（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）	話、コレクトコール及びクレジットカード・コール
<p>(注1) 当社が別に定めるクレジット自動通話等（国際通話等に係るものに限ります。）は、本邦から発信されるもの、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うもの又は当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のものとしします。</p> <p>(注2) 当社が別に定めるクレジットカード・コール（国際通話等に係るものに限ります。）は、本邦から発信されるもの及び外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するものとしします。</p> <p>(注3) クレジット自動通話等、クレジット自動通話及びクレジットカード・コールは、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、締結しているクレジット電話等契約又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。</p>	
<p>イ 当社は、1の料金月について、1のスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に限り提供します。</p> <p>ウ スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは継続するものとしします。スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは継続するものとしします。</p> <p>エ 次の場合は、そのスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは終了したものとします。</p> <p>(ア) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線の変更を行ったとき。</p> <p>(イ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。</p> <p>(ウ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。</p> <p>(エ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したと</p>	

き。

(オ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、S ネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリーパック、旧マンスリープラン、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス（第 15 表に規定する Y プランを除きます。）とします。

(キ) スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る通話等が行われなかったとき。

(ク) セの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、市内通話を除く全ての通話等区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを当社が確認したとき（その電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。）。

オ スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者は、1 の料金月を通じて通話等を全く行わなかった場合においても、そのスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る定額料金を支払っていただきます。

ただし、この約款において、特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

カ スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

キ 次の場合において、1 の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかったときは、その料金月以降については、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを行うものとします。

(ア) スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。

(イ) スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けて電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。

ク スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けている電話等契約者の責めによらない理由により、電話サービス等が全く利用できない状態(当該電話等契約に係る電気通信設備による全ての通話等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)に対応する定額料金の支払いは要しないこととします。

ケ スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けている電話等契約者(特定第1種一般電話契約者を除きます。以下この表において同じとします。)であって、総合オープン通信網サービス(総合オープン通信網サービス契約約款に規定する総合オープン通信網サービスであって、当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。)の提供を受けている者から請求があり、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る通話等料金と総合オープン通信網サービスに係る基本料金との料金月単位での一括請求の取扱いを行っている場合において、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が同一のときは、アの規定にかかわらず、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る定額料金の支払いは要しないこととします。

ただし、その料金月において、総合オープン通信網サービスに係る基本利用料が税抜額0円のときは、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る定額料金の支払いを要することとします。

コ 次の場合は、ケの取扱いは終了したものとします。

(ア) ケに係る総合オープン通信網サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) ケに係る電話等契約者の電話等契約の契約名義と総合オープン通信網サービスに係る契約の契約名義が異なることとなったとき。

サ スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)の取扱いを受けている電話等契約者であって、当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者(以下「特定移動体事業者」といいます。)の契約者から請求があり、次の各号に該当する場合は、ア又はケのただし書の規定にかかわらず、スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) スーパーセレクトプランプラス(タイプⅡ)に係る電話等契約

者と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約者が同一（当社が別に定める場合を含みます。以下スにおいて同じとします。）であるとき。

(イ) その請求が、1の特定移動体事業者に係る契約につき1のスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る契約者回線に係る請求であるとき。

シ サの場合において、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る電話等契約者の契約名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が異なるときは、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る電話等契約者は、当社がスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取り扱いを行うにあたり、必要な範囲で特定移動体事業者の契約者に係る情報の通知を受けることに関するその特定移動体事業者の契約者の同意書等を提出していただきます。

ス 次の場合は、サの取扱いは終了したものとみなします。

(ア) サに係る特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。

(イ) サに係る電話等契約者の電話等契約の名義と特定移動体事業者の電気通信サービスに係る契約の契約名義が同一でなくなったとき。

セ スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この表において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているときは、ア又はケのただし書の規定にかかわらず、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る定額料金の支払いは要しないこととします。

(ア) 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(イ) 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話を指定したとき。

(ウ) 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話を指定したとき。

(エ) 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

(オ) 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信を指定したとき。

(カ) 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信を指定したとき。

ソ セの取扱いは、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の提供が開始されていない場合は、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の提供開始日）から適用します。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、セの取扱いは終了したものとします。

タ 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の翌料金月の末日において、セの取扱いは終了したものとしま

	<p>す。</p> <p>チ ケ、サ及びセに係るその他の取扱いは、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱い（ウ又はカを取扱いに限りません。）に準じるものとします。</p> <p>ツ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>（注1） スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る定額料金については、日割は行いません。</p> <p>（注2） スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）に係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に税抜額1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p> <p>テ スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、スーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）の取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るスーパーセレクトプランプラス（タイプⅡ）を終了する通知があったものとして取扱いします。</p>
<p>国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ （商品名：KDDIかけどくパック2）</p>	<p>ア 「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ」とは、次の（ア）に掲げる通話等の通話等料金について、本表に掲げる通話等料金を適用した上で、その通話等料金の合計額（1料金月の初日（利用を開始した月においては、利用開始日とします。）から末日までに利用のあった通話等の通話等料金の合計額とします。以下本表において同じとします。）並びに次の（イ）及び（ウ）に掲げる通話等の通話等料金の合計額（他の選択料金制サービス（当社が別に定めるものに限りません。）の適用による場合は、適用した後の額とします。）の総合計額（以下「統合割引対象額」といいます。）が税抜額300円以上である場合に、その統合割引対象額について、本表に定める額の割引を適用するサービスをいいます。</p> <p>ただし、特定契約者回線に着信する第2種移動体着信通話等に係る統合割引対象額については、統合割引対象額にかかわらず、本表に定める額の割引を適用します。</p> <p>（ア） 国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における、一般自動通話等（パーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、クレジット自動通話等（別に定めるものに限りません。）、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール（別に定めるものに限りません。）並びに外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール</p> <p>（注1） 当社が別に定めるクレジット自動通話等は、本邦から発信されるもの、及び外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うものとします。</p> <p>（注2） 当社が別に定めるクレジットカード・コールは、本邦から発</p>

信されるもの、及び外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するものとします。

- (イ) 第1種国内通話等（Vネットサービスに係る通話等、スピードナンバーによる通話等及びフリーコールサービスに係る通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）における、一般自動通話等、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール、海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話、コレクトコール及びクレジットカード・コール並びに当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話等
- (ウ) 第2種携帯着信通話等
- (エ) 適用対象時間帯

区分	曜日等	時間帯
適用対象時間帯Ⅰ （本邦の暦によります。）	月曜～金曜 （祝日を除きます。）	午前0時から午前8時まで 午後7時から翌日の午前0時まで
	土曜、日曜及び祝日	終日
適用対象時間帯Ⅱ （本邦の暦によります。）	適用対象時間帯Ⅰ以外とします。	

イ 当社は、第1種一般電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）又は特定第1種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係る者に限ります。以下本表において同じとします。）から請求があったときは、その請求を承諾し、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡを提供します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その請求を承諾しないことがあります。

- その請求をした第1種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。

ウ 第1種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者は、あらかじめ指定した1の契約者回線（移動体契約回線を含み、カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約に係るものであって、その第1種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者の本人名義のものに限ります。以下本表においてクを除き、同じとします。）ごとに1の国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡを利用することができます。

エ ウの規定により当社から国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を承諾された第1種一般電話等契約者又は特定第1種一般電話契約者（以下「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者」と

います。)は、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡに係る契約者回線につき、異なる種類の選択料金制サービス（Yプランを除きます。）を重複して利用することはできません。

オ 第78条の規定により契約者回線を使用できない場合は、当該契約者回線から国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡを利用することはできません。

カ オの場合において、当社はそのことを知ったときから国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を廃止したものとみなします。

キ 当社は、第69条の規定により国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者に係る電話サービス等の利用が停止されたときは、選択料金制サービスの利用を廃止したものとみなします。

ク 国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を承諾された契約者から、その契約者回線について、異なる種類の選択料金制サービス（当社が別に定める選択料金制サービスに限ります。）の取扱いの請求があったときは、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を廃止したものとします。

ケ 国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を当社に通知してください。

コ 当社は、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者の国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡに係る契約者回線（以下「第1種統合割引回線Ⅱ」といいます。）に係る電話番号に変更があった場合には、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を廃止します。

サ 適用の対象となる一般自動通話等、番号通話等及び指名通話等は、第1種統合割引回線Ⅱから発信されたものに限りします。

シ 適用の対象となるコレクトコールは、第1種統合割引回線Ⅱに着するものに限りします。

ス 適用の対象となる、本邦から発信するクレジット自動通話等及びクレジットカード・コールは、当社が別に定めるクレジットカード（第1種統合割引回線Ⅱの電話番号に課金されるものに限りします。）によるものに限りします。

セ 適用の対象となる、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等及び当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するクレジットカード・コールは、スに規定するクレジットカードによるものに限りします。

ソ 適用の対象となる、海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話及びクレジットカード・コールは、スに規定するクレジットカードによるものに限りします。

タ 当社は、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者が国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡを最終利用日から連続する12料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡに係る通話等を行わなかったとき、この国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの利用を廃止します。

チ 当社は、第88条第3項に規定する場合には、同条同項の規定

	<p>により算定する額の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていたときは、その選択料金制サービスの適用がなかったものとみなします。</p> <p>ツ 当社は、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ利用者からの通知に基づいて、その第1種統合割引回線Ⅱに係る電話等契約を解除したとき、国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡの取扱いを終了したものとします。</p> <p>テ 当社は、国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等番号が変更になったことを知ったときは、国内国際統合第1種選択料金制サービス利用者からその契約者回線に係る国内国際統合第1種選択料金制サービスを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
<p>備考 国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡに係る国際通話等の通話等料金並びに統合割引対象額から割引を行う額</p> <p>1 適用対象時間帯Ⅰに開始された国際通話等の通話等料金</p> <p>(イ) 自動通話等の通話等料金 その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のi、イの(ア)の③の(a)のi、ウの(イ)の①の(a)のi、ウの(イ)の②の(a)のi、エの(イ)の①若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる「深夜・早朝」時間帯の通話等料金と同額</p> <p>(ロ) 非自動通話等の通話等料金</p> <p>(i) 本邦発信の通話等の場合 その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額</p> <p>(ii) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合 その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額</p> <p>2 適用対象時間帯Ⅱに開始された国際通話等の通話等料金</p> <p>(イ) 自動通話等の通話等料金 その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）における(1)のアの(ア)の③の(a)のi、イの(ア)の③の(a)のi、ウの(イ)の①の(a)のi、ウの(イ)の②の(a)のi、エの(イ)の①若しくはオ（国際通話に係るものに限ります。）又は料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額</p> <p>(ロ) 非自動通話等の通話等料金</p> <p>(i) 本邦発信の通話等の場合 その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2（通話等料金）2（料金額）</p>	

額)における(1)のアの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ(第1種国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第2(通話等料金)2(料金額)の(2)のアに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

(ii) 外国から本邦に着する当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合

その通話等が行われる電気通信設備から、料金表第2(通話等料金)2(料金額)における(1)のアの(ア)の③の(a)のii、イの(ア)の③の(a)のii、ウの(イ)の①の(a)のii、ウの(イ)の②の(a)のii、エの(イ)の②若しくはオ(国際通話に係るものに限ります。)又は料金表第2(通話等料金)2(料金額)の(2)のAに掲げる地域区分へ宛てる通話等料金と同額

3 統合割引対象額から割引を行う額

統合割引対象額(区域内通話等、第2種移動体着信通話等、第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等、適用対象時間帯Ⅱに開始された国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等に係る通話等料金を除きます。)に25.0%を乗じて得た額(税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)、統合割引対象額(適用対象時間帯Ⅱに開始された国際通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等に係る通話等料金に限ります。)に10.0%を乗じて得た額(税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)の及び統合割引対象額(特定契約者回線に着信する第2種移動体着信通話等に限ります。)に5.0%を乗じて得た額(税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。)の合計額

全時間帯における確定電話番号等への国際通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用

ア 当社は、第1種一般電話等契約者(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者)に限ります。以下この表において同じとします。)であって通常電話サービス等(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る通常電話サービス等)に限ります。以下この表において同じとします。)の提供を受けている者から請求があったときは、通常電話サービス等に係る1の契約者回線(Sネットサービスの提供を受けている契約者回線を除きます。)ごとに、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、国際通話又は国際通信の区分(以下この表において「優先接続対象区分」といいます。)において当社の事業者識別番号を指定していることを条件に、全ての時間帯における下表の割引対象通話等の通話等料金(2(料金額)に規定する通話等料金とします。以下この表において同じとします。)を料金月単位に累積し、その月間累積通話等料金の額から、その月間累積通話等料金の額に下表の割引率を乗じて得た額を割り引く取扱い(以下「スーパーセレクトプランⅣ」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、他の選択料金制サービス(当社が別に定めるものに限ります。)の取扱いを受けているときは、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けることはできません。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリープラン、旧マンスリーパック、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス

(Yプランを除きます。)とします。

(ア) 割引対象通話等

区分	割引対象通話等
国際通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。以下本表において同じとします。）	一般自動通話等（バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等及びオフネット自動通話等を除きます。）、クレジット自動通話等（別に定めるものに限ります。）、番号通話等、指名通話、クレジットカード・コール（別に定めるものに限ります。）及び外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するコレクトコール
海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等（デジタル通信モード（64Kb/s）による総合デジタル通信を除きます。）	一般自動通話等、クレジット自動通話等、番号通話等、指名通話等及びクレジットカード・コール並びに海事衛星通信サービス及び携帯移動衛星通信サービス契約約款に規定するクレジット自動通話、コレクトコール及びクレジットカード・コール

(注1) 当社が別に定めるクレジット自動通話等（国際通話等に係るものに限ります。）は、本邦から発信されるもの、外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うもの又は当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う外国間のものとします。

(注2) 当社が別に定めるクレジットカード・コール（国際通話等に係るものに限ります。）は、本邦から発信されるもの又は外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求するものとします。

(注3) クレジット自動通話等、クレジット自動通話及びクレジットカード・コールは、スーパーセレクトプランⅣに係る割引対象回線に係る電話等契約者がその割引対象回線を課金先として、締結しているクレジット電話等契約又は当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。

(イ) 割引率

区分	割引率
① 最上位の国際確定電話番号等に係る部分	45.0%
② 第2順位の国際確定電話番号等に係る部分	35.0%
③ ①及び②以外の部分	25.0%

イ 当社は、1の料金月について、1のスーパーセレクトプランⅣに限り提供します。

ウ スーパーセレクトプランⅣの取扱いは、請求のあった日（請求のあった日に電話等契約の申込みに基づく電話サービス等の提供が開始されていない場合は、その提供開始日を請求のあった日とみなして取り扱います。）以降であって、優先接続対象区分において当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社が確認した日（以下この表において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日（電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支

障がないときは、申込確認日の属する料金月の当社が指定する日) から開始することとし、その次料金月以降においても、電話等契約者からスーパーセレクトプランⅣの取扱いの終了の申し出がない限り、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅣの取扱いは継続するものとします。スーパーセレクトプランⅣの取扱いの終了の申し出があった場合は、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、スーパーセレクトプランⅣの取扱いは継続するものとします。

ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、スーパーセレクトプランⅣの取扱いは終了したものとします。

エ 次の場合は、そのスーパーセレクトプランⅣの取扱いは終了したものとします。

(ア) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、その第1種一般電話サービス等の区別の変更又はその利用する契約者回線等の変更を行ったとき。

(イ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者からの通知に基づいて、その電話等契約を解除したとき。

(ウ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、その電話番号等が変更になったとき。

(エ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話等契約を解除したとき。

(オ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、Sネットサービスの利用の請求があったとき。

(カ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、優先接続対象区分についての当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたとき。

(キ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者から、その契約者回線について、他の選択料金制サービス(当社が別に定めるものに限り)の取扱いの請求があったとき。

(注) 当社が別に定める選択料金制サービスは、旧マンスリープラン、旧マンスリーパック、旧フレックスプラン、旧セレクトプラン、旧アカウントプラン、旧スーパーアカウントプラン、スーパーアカウントプラン、旧スーパーセレクトプラン、旧スーパーセレクトプランプラス及び国際通話を適用対象とする選択料金制サービス(Yプランを除きます。)とします。

(ク) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、最終利用日から連続する12料金月(料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。)の各料金月のいずれにおいても、スーパーセレクトプランⅣに係る通話等が行われなかったとき。

オ スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、料金月の起算日の変更があった場合は、新たな料金月については、スーパーセレクトプランⅣの取扱いは行わないこととし、その料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを行うものとします。

ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行

	<p>上支障がないときは、新たな料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを行うものとします。</p> <p>カ 次の場合において、1の料金月を通じて通話等を全く行うことができなかつたときは、その料金月以降については、スーパーセレクトプランⅣの取扱いは行わないこととし、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の翌料金月の初日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを行うものとします。</p> <p>ただし、その電話等契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、次の(ア)又は(イ)の事由が解消した日の属する料金月の当社が指定する日から、従前と同様の条件により、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを行うものとします。</p> <p>(ア) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者からの請求に基づいて、電話サービス等の利用の一時中断を行ったとき。</p> <p>(イ) スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、当社がその電話サービス等の利用停止をしたとき。</p> <p>(注) スーパーセレクトプランⅣに係る月間累積通話等料金の額に一定の割引率を乗じて得た額に税抜額1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。</p> <p>キ スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者について、当社が、その契約者回線に係る加入電話等契約が解除になったこと又はその電話番号等が変更になったことを知ったときは、スーパーセレクトプランⅣの取扱いを受けている電話等契約者からその契約者回線に係るスーパーセレクトプランⅣを終了する通知があったものとして取扱います。</p>
--	--

- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改定規則実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規則は、平成20年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改定規則は、平成21年1月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成20年10月22日付附則第2項の改正料金表エに以下の規定を追加します。
(ク) セの取扱いを受けている契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、市内通話を除く全ての通話等区分について当社の事業者識別番号の指定が解除されたことを当社が確認したとき(その電話等契約者から特に継続の要請があった場合を除きます。)
- 3 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年6月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次のいずれの条件も満たす場合、料金表別表第 64 表の特定選択料金制サービス VI の取扱いを開始した日の属する料金月に限り、特定選択料金制サービス VI の取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積した額（以下、月間累積通話等料金といいます。）から、税抜額 800 円（税込額 840 円）を割引く取扱いを行います。
- ア 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合。
- イ 優先接続の取扱いにおいて、申込み取り次ぎを当社に請求した場合。
- ウ この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までに、特定選択料金制サービス VI の取扱いについての電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した場合。
- 3 2 の取扱いは、当該月間累積通話等料金が税抜額 800 円（税込額 840 円）に満たない場合は、当該料金月を含め 6 ヶ月間に限り月間累積通話等料金の累積額が税抜額 800 円（税込額 840 円）に達するまで同様の取扱いを行います。当該料金月を含め 6 ヶ月間に月額累積通話等料金の累積額が税抜額 800 円（税込額 840 円）に達しなかった場合には、その時点でこの取扱いを終了します。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改定規則実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する措置賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 14 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 当社は、次のいずれの条件も満たす場合、料金表別表第64表の特定選択料金制サービスⅥの取扱いを開始した日の属する料金月に限り、特定選択料金制サービスⅥの取扱いの適用に係る通話等料金を料金月単位に累積した額（以下、月間累積通話等料金といいます。）から、税抜額800円（税込額840円）を割引く取扱いを行います。
- ア 協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、市内通話、県内市外通話、県間市外通話、及び国際通話全ての通話等区分について当社事業者識別番号を指定した場合。
- イ 優先接続の取扱いにおいて、申込み取り次ぎを当社に請求した場合。
- ウ この改正規定実施の日から平成22年9月30日までに、特定選択料金制サービスⅥの取扱いについての電話等契約者からの請求があったことを当社がサービス取扱所において確認した場合。
- 3 2の取扱いは、当該月間累積通話等料金が税抜額800円（税込額840円）に満たない場合は、当該料金月を含め6ヵ月間に限り月間累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達するまで同様の取扱いを行います。当該料金月を含め6ヶ月間に月額累積通話等料金の累積額が税抜額800円（税込額840円）に達しなかった場合には、その時点でこの取扱いを終了します。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年8月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、電話等契約者は、別記15の(5)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第9(支払証明書の発行手数料)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年1月4日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年2月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 削除

3 この改正規定実施の際現に取扱中のフレックスプラン(タイプⅡ)、スーパーアカウントプラン、コンタクトプラン、アカウントYプラン、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ、特定統合変動型選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービスⅡ、特定料金選択料金制サービスⅢ、コンタクトプランプラス(当社が別に定めるそのコンタクトプランプラス回線群代表者に係るものに限ります。)及びフレックスプラン(タイプⅢ)に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成23年4月1日の附則第2項について、ダイレクト電話サービスに係る規定を削除等します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年12月13日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(その他)

- 2 平成23年4月1日の附則第2項(3)のイの(ア)の①の(a)のiの(iii)中「V ネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、メタルプラス電話サービス又はペーパーレスFAX等提供サービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」を「V ネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成24年4月10日から実施します。

附則

この改正規定は、平成24年4月18日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年8月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年8月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年9月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 平成23年4月1日の附則第2項(3)のイの(ア)の①の(a)のiの(iii)中「V ネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、デジタルデータサービス契約約款に規定する音声通信サービス、イーサネット通信サービス契約約款に規定する音声通信サービス、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」を「V ネットサービスから、当社が提供する総合オープン通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスI、光ダイレクト電話サービス、イントラネットIP電話サービス、メタルプラス電話サービス、ペーパーレスFAX等提供サービス又はauひかりビジネスサービスに係る電気通信回線に着信する通話等に係るもの」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年2月19日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の付加機能に移行したものとします。

受付先変更サービス タイプⅠ	受付先変更サービス コースⅠ
タイプⅡ	コースⅡ
カスタマアナウンスサービスⅡ タイプⅠ	カスタマアナウンスサービスⅡ コースⅠ
タイプⅡ	コースⅡ

(附則の改正)

3 次の規定中「フリーコールサービスⅢ」とあるのは「旧フリーコールサービスⅢ」に変更します。

(1) 平成12年10月1日付附則第11項

(2) 平成13年11月1日付附則第2項、第5項及び第6項

4 次の規定中、「タイプⅠ」とあるのは「コースⅠ」に、「タイプⅡ」とあるのは「コースⅡ」にそれぞれ変更します。

(1) 平成13年11月1日付附則第2項及び第3項（受付先変更サービスに係るものに限ります。）

(2) 平成13年11月1日付附則第2項、第5項及び第6項

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

(払込取扱票の発行等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記16(1)に定める

請求があったものとみなして取り扱います。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年9月9日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(附則及び附則別表の改正)

4 次表左欄の規定中、次表右欄の規定を削ります。

平成12年8月1日付附則第2項	ナビゲートコールサービス	ナビゲートコールサービス(タイプIのもの)
平成12年10月1日付附則第3項	ナビゲートコールサービスに係るもの	ナビゲートコールサービスIに係るもの
平成12年10月1日付附則第11項	特定番号着信自動通話等 時間外着信案内機能 接続分配機能 同時接続機能 全国共通番号機能 話中時転送機能 受付先変更機能 カスタム終了案内機能 待ち合わせ接続機能	ナビゲートコールサービスII 時間外着信案内サービス 接続分配サービス 同時接続サービス 全国共通番号サービス 話中時転送サービス 受付先変更サービス カスタム終了案内サービス 待合せ接続サービスII

	コマンドルーティング機能 通話案内機能	コマンドルーティングサービス 通話等案内サービス
	域集団外設備発信機能 着信転送機能 発信規制機能	リモートアクセスサービス 着信転送サービス 発信規制サービス

5 次表左欄の規定中、次表中央欄の規定は次表右欄のとおりに改めます。

平成14年4月1日付附則第3項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」欄のア	フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコールサービスに係る通話等	フリーコールサービスに係る通話等
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用」欄のア	フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコールサービスに係る通話等	フリーコールサービスに係る通話等
平成14年4月1日付附則第3項の表「全時間帯における確定電話番号等への通話等に係る月間累積通話等料金の割引の適用」欄のア	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成14年6月1日付附則第2項の表「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄のア	区域内通話等(パーソナルナンバーサービスに係る通話等を除きます。)、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第12表に規定するVネットパックの適用を受ける通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等

	話等	
平成20年10月22日付附則第2項の表「全時間帯における確定単位料金区域への通話等に係る月間累積通話等料金の時間帯及び割引の適用(タイプⅡ)」欄アの(イ)	区域内通話等(パーソナルナンバーサービスに係る通話等を除きます。)、フリーコールサービスに係る通話等、ナビゲートコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等	区域内通話等、フリーコールサービスに係る通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等
平成20年10月22日付附則第2項の表「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ」欄アの(イ)	Vネットサービスに係る通話等、スピードナンバーによる通話等、フリーコールサービスに係る通話等及びナビゲートコールサービスに係る通話等	Vネットサービスに係る通話等、スピードナンバーによる通話等及びフリーコールサービスに係る通話等

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているナビゲートコールサービス、パーソナルナンバーサービス又はリモートアクセスサービスは、この改正規定実施の日において、廃止する旨の申出があったとみなして取り扱います。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年1月6日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年6月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、料金表第3(付加機能利用料)2(料金額)(4)(フリーコールサービスに係るもの)エに定めるフリーコールサービスⅣの適用を受けている電話等契約者に対する第3種料金着信払自動通話等(取扱地域がコスタリカ共和国のものに限ります。)に関する取扱い(この改正規定による改正前の約款に定めるものに限ります。)は、この改正規定実施後も、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成14年6月1日付附則第2項中「又はカテゴリーⅣ」を削り、「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受け

る通話等」とあるのは「区域内通話等、第2種移動体着信通話等若しくは第3種移動体着信通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」に改めます。

3 平成15年8月1日付附則第2項を次のとおりに改めます。

2 平成14年6月1日付附則の第2項中「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」とあるのは、「区域内通話等、第2種移動体着信通話等若しくは第3種移動体着信通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等及び第44表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」に改めます。

4 平成20年10月22日付附則第2項中「第2種携帯着信通話等」とあるのは全て「第2種移動体着信通話等」に改めます。

5 削除

(経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年10月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成26年12月24日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成23年4月1日の附則第2項第8号イ(料金額)を次のとおりに改めます。

イ 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに月額	税抜額 2円

3 平成24年1月1日付附則第3項及び平成24年7月1日付附則第3項を削ります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙に係るものを含みます。)は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成23年4月1日から実施の附則第2項第3号のイ(料金額)中、「料金表別表3に定めるところによります」を「料金表別表2に定めるところによります」にそれぞれ改めます。

附則

この改正規定は、平成27年3月18日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年5月12日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年7月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年9月3日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。

附則

この改正規定は、平成28年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年2月10日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

<p>「第2種KDD電話加入契約（臨時取扱いのものを含みます。）であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」</p> <p>「第2種内線加入電話設備による第2種KDD電話内線利用契約（臨時取扱いのものを含みます。）」</p> <p>「第1種加入契約であって、他社接続回線の設置を受けるもの」</p> <p>「第1種加入契約であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」</p> <p>「第2種加入契約であって、他社接続回線の設置を受けるもの」</p> <p>「第2種加入契約であって、当社契約者回線の設置を受けるもの」</p> <p>旧KDD電話サービス営業規約等における契約の欄が「第1種KDD電話内線利用契約」の行</p> <p>旧KDD電話サービス営業規約等における契約の欄が「第1種内線利用契約」の行</p> <p>第7項</p> <p>「第2種KDD電話内線利用契約に係る一定時間 定額型第1種選択制選択料金制サービス」の行</p> <p>第8項、第9項、第16項及び第17項</p>	<p>右欄を「カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの」に改めます。</p> <p>右欄を「カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約であって、バーネットサービスに係る閉域集団を代表する契約者回線に係るもの」に改めます。</p> <p>削ります。</p> <p>「削除」に改めます。</p>
<p>平成13年11月1日付附則 第5項から7項まで</p>	<p>「削除」に改めます。</p>
<p>平成14年2月1日付附則 第5項、第6項及び第8項 第9項中「改正前約款における選択料金制サービス」の欄が「VネットサービスⅡに係る一定時間定額型第1種選択料金制サービス」の行</p>	<p>「削除」に改めます。 削ります。</p>
<p>平成14年4月1日付附則 第3項表中 「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄 アの注3</p>	<p>「削除」に改めます。「削除」に改めます。</p>

<p>クの（イ） 「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の一定割引の適用」欄の（注2）</p>	削ります。
<p>平成14年6月1日付附則 第2項</p>	「削除」に改めます。
<p>平成18年1月18日付附則 第2項表中 「旧国内国際統合第1種選択料金制サービス」欄 ソ、タ及びチのただし書 「旧国内国際統合第2種選択料金制サービス」欄 ソ、タ及びチのただし書</p>	削ります。 削ります。
<p>平成20年10月22日付附則 第2項表中「国内国際統合第1種選択料金制サービスⅡ（商品名：KDDIかけどくパック2）」欄 ス、セ及びソのただし書</p>	削ります。
<p>平成23年4月1日付附則 第2項 第3項</p>	<p>「削除」に改めます。 次のとおりに改めます。 3 この改正規定実施の際現に取扱中のフレックスプラン（タイプⅡ）、スーパーアカウントプラン、コンタクトプラン、アカウントYプラン、割引率逦増型選択料金制サービスⅠ、特定統合変動型選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービス、特定料金選択料金制サービスⅡ、特定料金選択料金制サービスⅢ、コンタクトプランプラス（当社が別に定めるそのコンタクトプランプラス回線群代表者に係るものに限ります。）及びフレックスプラン（タイプⅢ）に関する取扱いについては、なお従前のおりとしします。」</p>
<p>平成26年10月1日付附則 第5項</p>	「削除」に改めます。
<p>附則別紙 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの通話等料金」の表 「上段：加入契約回線等」の記載がある欄 「アジア1」から「特定衛星携帯端末2」までの行の料金額欄 備考中の第3項</p>	削ります。 上段記載の金額等を削ります。 削ります。

<p>別紙 1 「上段：加入契約回線等」の記載がある欄 「アジア 1」から「特定衛星携帯端末 2」までの行の料金額欄 備考中の第 3 項</p>	<p>削ります。 上段記載の金額等を削ります。 削ります。</p>
--	---

(2) 平成 14 年 4 月 1 日付附則第 3 項の表中「一定の回線群に係る全時間帯における月間累積通話等料金の額に応じて定まる割引の適用」欄の次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

<p>ア</p>	<p>「、クレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）又はダイレクト電話等契約者（カテゴリーⅠに係るダイレクト電話等契約に係るダイレクト電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」</p> <p>「契約者回線又はダイレクト電話サービス等（カテゴリーⅠに係るダイレクト電話等契約に係るダイレクト電話サービス等に限ります。以下この表において同じとします。）に係る加入契約回線等」（事業者識別番号である 0077 をダイヤルして行われる通話等の利用が可能なものに限ります。以下この表において同じとします。）</p> <p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等、第 9 表に規定するダイレクトパックの適用を受ける通話」</p> <p>「区域内通話等（ダイレクト通話等を除きます。）及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」</p> <p>「契約者回線又は加入契約回線等については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。」</p>	<p>「又はクレジット電話等契約者（カテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約に係るクレジット電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この表において同じとします。）」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「区域内通話等、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等」</p> <p>「区域内通話等及び第 44 表に規定するワイドプランの適用を受ける通話等」</p> <p>「契約者回線については、旧フレックスプランの取扱いを受けることはできません。」</p>
<p>イ (ア) (イ) ウ オ キ</p>	<p>「契約者回線又は加入契約回線等」 「契約者回線又は加入契約回線等」 「契約者回線又は加入契約回線等」 「契約者回線又は加入契約回線等」</p>	<p>「契約者回線」 「契約者回線」 「契約者回線」 「契約者回線」</p>

(イ)	「契約者回線又は加入契約回線等を追加する場合」 「契約者回線又は加入契約回線等については、」	「契約者回線を追加する場合」 「契約者回線については、」
(ウ)	「契約者回線又は加入契約回線等を指定して」 「契約者回線又は加入契約回線等については、」	「契約者回線を指定して」 「契約者回線については、」
ク	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ア)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ウ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(エ)	「その契約者回線若しくは加入契約回線等の移転に伴い、その電話番号等又は加入契約回線等番号が変更になったとき、又はその加入契約回線等の移転に伴い、相互接続点若しくは網内接続点の変更若しくは収容する電話サービス等取扱所が変更になったとき。」	「その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更になったとき。」
(オ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(カ)	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
ケ	「契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線」
(ア)		
コ	「その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線又は加入契約回線等」 「当該契約者回線又は加入契約回線等」	「その旧フレックスプラン回線群を構成する契約者回線」 「当該契約者回線」
サ	「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額を確定する必要」	「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額を確定する必要」
(式中)	「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額」 「当該契約者回線又は加入契約回線等に係る通話等料金の額」	「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額」 「当該契約者回線に係る通話等料金の額」
シ	「契約者回線又は加入契約回線等について」 「契約者回線又は加入契約回線等 1 回線当たりの通話等料金の額」 「特定の 1 の契約者回線又は加入契約回線等」	「契約者回線について」 「契約者回線 1 回線当たりの通話等料金の額」 「特定の 1 の契約者回線」
備考欄の 4	「選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線」 「その加入契約回線等又は契約者回線」	「選択料金制サービスに係る契約者回線」 「その契約者回線」

(3) 平成 14 年 7 月 1 日付附則第 2 項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言

を次表右欄のとおりに改めます。

イ	<p>「ダイレクト電話等契約者（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るダイレクト電話等契約に係る者に限りません。以下本表において同じとします。）、「又は第2種一般電話等契約者」</p> <p>「ダイレクト電話等契約者、又は第2種一般電話等契約者」</p> <p>「その加入契約回線等（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る加入契約回線等に限りません。以下本表においてヒ及び備考を除き、同じとします。）又は契約者回線」</p> <p>「旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線」</p> <p>「その請求をしたダイレクト電話等契約者、第2種一般電話等契約者」</p>	<p>「第2種一般電話等契約者」</p> <p>「第2種一般電話等契約者」</p> <p>「その契約者回線」</p> <p>「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」</p> <p>「その請求をした第2種一般電話等契約者」</p>
ウ	<p>「ダイレクト電話等契約者又は第2種一般電話等契約者」</p>	<p>「第2種一般電話等契約者」</p> <p>「契約者回線」</p>
ク	<p>「加入契約回線等又は契約者回線」</p>	<p>「契約者回線」</p>
ケ	<p>「次の加入契約回線等、契約者回線又は移動体契約回線」</p>	<p>「次の契約者回線又は移動体契約回線」</p>
(イ)	<p>「加入契約回線等又は契約者回線（それが加入契約回線等であって、ダイレクト電話サービスの品目がデジタルのときは、「加入契約回線等に係る音声伝送チャネル」とします。以下本表において同じとします。）」</p>	<p>「契約者回線」</p>
	<p>「あらかじめ指定した加入契約回線等、契約者回線」</p>	<p>「あらかじめ指定した契約者回線」</p>
(ロ)	<p>「基準に適合するダイレクト電話等契約者、又は第2種一般電話等契約者」</p> <p>「あらかじめ指定した加入契約回線等、契約者回線」</p>	<p>「基準に適合する第2種一般電話等契約者」</p> <p>「あらかじめ指定した契約者回線」</p>
コ	<p>「次の加入契約回線等、契約者回線」</p>	<p>「次の契約者回線」</p>
(イ)	<p>「旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線」</p> <p>「加入契約回線等、契約者回線又は移動体契約回線」</p>	<p>「旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線」</p> <p>「契約者回線又は移動体契約回線」</p>
(ロ)	<p>「加入契約回線等、契約者回線又は移動体契約回線」</p>	<p>「契約者回線又は移動体契約回線」</p>

	移動体契約回線」	
サ		
(ロ)	「加入契約回線等又は契約者回線」	「契約者回線」
ソ	「ダイレクト電話等契約者又は第2種一般電話等契約者」	「第2種一般電話等契約者」
タ	「ダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」	「第1種一般電話等契約者」
ヒ	「ダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」	「第1種一般電話等契約者」
(ア)	その加入契約回線等又は契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る加入契約回線等又は契約者回線である場合	その契約者回線が旧統合変動型選択料金制サービスに係る契約者回線である場合
(イ)	「その加入契約回線等又は契約者回線が」	「その契約者回線が」
	「加入契約回線等又は契約者回線以外の」	「契約者回線以外の」
	「その加入契約回線等又は契約者回線に係る登録」	「その契約者回線に係る登録」
備考 4	「加入契約回線等又は契約者回線を」	「契約者回線を」
	「その加入契約回線等又は契約者回線」	「その契約者回線」

(4) 平成20年10月22日付附則第2項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

「全時間帯における確定単 位料金区域への通話等に係 る月間累積通話等料金の時 間帯及び割引の適用（タイ プⅡ）（商品名：だんぜん 昼割2）」欄 ア（イ）の表中（注3）	「クレジット電話等契約又 は当社が別に定めるクレ ジットカードの利用に関 する契約に係るもの（加 入契約回線等から発信さ れたもの及び加入契約回 線等に着信したものを除 きます。）」	「クレジット電話等契約又 は当社が別に定めるクレ ジットカードの利用に関 する契約に係るもの」
「国内国際統合第1種選択 料金制サービスⅡ（商品名 ：KDDIかけどくパック 2）」欄 テ	「その契約者回線若しくは 加入契約回線等に係る加入 電話等契約」 「その電話番号等若しくは 加入契約回線等番号」 「その契約者回線又は加入 契約回線等に係る国内国際 統合第1種選択料金制サー ビスを終了する通知」	「その契約者回線に係る加 入電話等契約」 「その電話番号等番号」 「その契約者回線に係る国 内国際統合第1種選択料金 制サービスを終了する通知 」
「全時間帯における確定電	「クレジット電話等契約又	「クレジット電話等契約又

<p>話番号等への国際通話等に 係る月間累積通話等料金の 割引の適用」欄 ア（ア）の表中（注3）</p>	<p>は当社が別に定めるクレジ ットカードの利用に関する 契約に係るもの（加入契約 回線等から発信されたもの 及び加入契約回線等に着信 したものを除きます。）」</p>	<p>は当社が別に定めるクレジ ットカードの利用に関する 契約に係るもの」</p>
--	--	---

(5) 平成25年12月1日付附則第5項の表中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

<p>「平成14年4月1日付附 則第3項の表「一定の回線 群に係る全時間帯における 月間累積通話等料金の額に 応じて定まる割引の適用」 欄のア」の行の中央欄及び 右欄</p>	<p>「区域内通話等（ダイレク ト通話等を除きます。）」 「第9表に規定するダイレ クトパックの適用を受ける 通話、第12表に規定するV ネットパックの適用を受け る通話等」</p>	<p>「区域内通話等」 「第12表に規定するVネッ トパックの適用を受ける通 話等」</p>
<p>「平成14年6月1日付附 則第2項の表「一定の回線 群に係る全時間帯における 月間累積通話等料金の額に 応じて定まる割引の適用」 欄のア」の行の中央欄及び 右欄</p>	<p>「区域内通話等（ダイレク ト通話等を除きます。）」 「第9表に規定するダイレ クトパックの適用を受ける 通話、第12表に規定するV ネットパックの適用を受け る通話等」</p>	<p>「区域内通話等」 「第12表に規定するVネッ トパックの適用を受ける通 話等」</p>

(6) 附則別紙中次表左欄の規定について、次表中央欄の文言を次表右欄のとおりに改めます。

<p>「○ 旧回線群型選択料金制サービス」の表 「旧回線群型選択料金制サービスⅠ」の欄 (1)</p> <p>(2)</p> <p>(6)</p> <p>(8)</p>	<p>「ダイレクト電話契約者（カテゴリーⅢに係るダイレクト電話等契約に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「その請求をしたダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「承諾されたダイレクト電話契約者又は第1種一般電話等契約者」</p> <p>「旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者に係る加入契約回線等（その加入契約回線等に係るダイレクト電話サービスの品目が6 Mb/sの場合は、「加入契約回線等に係る音声伝送チャンネル」とします。以下本表において同じとします。）又は契約者回線」</p> <p>「加入契約回線等及び契約者回線」</p> <p>「ダイレクト電話契約者及び第1種一般電話等契約者」</p>	<p>「第1種一般電話等契約者」</p> <p>「その請求をした第1種一般電話等契約者」</p> <p>「承諾された第1種一般電話等契約者」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「契約者回線」</p> <p>「第1種一般電話等契約者」</p>
<p>附則別紙 「○旧割引率逦増型選択料金制サービス」の 「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡの通話等料金」の表及び「旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの通話等料金」の表</p>	<p>「(i) 契約者回線及び加入契約回線等に係る第1種国際通話等の通話等料金」</p>	<p>「(i) 契約者回線に係る第1種国際通話等の通話等料金」</p>
<p>別紙1</p>	<p>「(i) 契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下本表において同じとします。）及び加入契約回線等（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るダイレクト電話等契約に係るものに限ります。）</p>	<p>「(i) 契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下本表において同じとします。）に係る国際通話等の通話等料金」</p>

	す。以下本表において同じとします。)に係る国際通話等の通話等料金」	
--	-----------------------------------	--

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年5月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年8月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成28年7月1日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 11 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 2 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

附則別紙

○ 旧回線群型選択料金制サービス

種類	提供条件
<p>旧回線群型選択料金制サービス I</p> <p>第 3 種国内通話等における一般自動通話等（擬似内線ダイヤルサービス及び外線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等を除きます。以下本表において同じとします。）、第 3 種料金着信払自動通話等及び第 2 種クレジット自動通話等の通話等料金の 1 料金月の合計額に 100 分の 10 を乗じて得た額（税抜額 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げます。）を割り引くサービス</p>	<p>(1) 当社は第 1 種一般電話等契約者（カテゴリーⅣに係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）から請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾し、旧回線群型選択料金制サービス I を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その請求をした第 1 種一般電話等契約者が、電話サービス等に係る料金その他の債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。 ○ 当社の業務の遂行上又は技術上著しい支障があるとき。 <p>(2) 前号の規定により当社から旧回線群型選択料金制サービス I の利用を承諾された第 1 種一般電話等契約者（以下「旧回線群型選択料金制サービス I 利用者」といいます。）は、第 2 種料金着信払自動通話等に係る割引率逦増型選択料金制サービス又は第 2 種料金着信払自動通話等に係る割引率一定型選択料金制サービスを除き、異なる種類の選択料金制サービスの利用を重複して請求することはできません。</p> <p>(3) 第 78 条（当社又は協定事業者の契約約款による制約）の規定により契約者回線又は他社接続回線を使用できない場合は、当該契約者回線又は他社接続回線から旧回線群型選択料金制サービス I を利用することはできません。</p> <p>(4) 契約者回線に係る電話加入権が譲渡される時、又は契約者回線に係る加入電話等の契約が解除される時は、旧回線群型選択料金制サービス I の利用を廃止します。</p> <p>(5) 旧回線群型選択料金制サービス I 利用者は、選択料金制サービスの利用を廃止しようとするときは、利用を廃止しようとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。</p> <p>(6) 適用の対象となる一般自動通話等は、契約者回線（第 1 種一般電話等契約者に係るものに限ります。以下本表において同じとします。）、その旧回線群型選択料金制サービス I 利用者があらかじめ指定した契約者回線（同一の旧回線群型選択料金制サービス I 利用者に係るもの、及び同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるものに限ります。以下本表において「登録回線」といいます。）から発信されたものに限ります。</p> <p>(7) 適用の対象となる第 3 種料金着信払自動通話等は、登録回線に着するものに限ります。</p>

	<p>(8) 適用の対象となる第2種クレジット自動通話等は、旧回線群型選択料金制サービス利用者並びにその旧回線群型選択料金制サービス利用者の登録回線の第1種一般電話等契約者が締結している当社が別に定めるクレジットカードの利用に関する契約に係るものに限ります。</p> <p>(9) 旧回線群型型選択料金制サービスの利用の開始日は、その利用の請求があった日を含む料金月の翌料金月の初日（当社が承諾するときは、その料金月における当社が指定する日）とし、利用の廃止日は、その廃止の請求があった日を含む料金月の末日（第4号の規定により、旧回線群型選択料金制サービスの利用が廃止される場合は、この限りではありません。）とします。</p> <p>(10) 当社は、旧回線群型選択料金制サービスⅠに係る一般自動通話等、第3種料金着信払自動通話等及び第2種クレジット自動通話等の通話等料金（以下本表において「割引適用後通話等料金」といいます。）、並びに旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料を旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者に、一括して請求します。この場合において、旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者は、割引適用後通話等料金及び旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料を一括して当社に支払ってください。</p> <p>(11) 当社は、旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者が割引適用後通話等料金及び旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料を当社に一括して支払わないときは、その旧回線群型選択料金制サービスⅠの利用を廃止します。この場合において、当社は第88条（通話等料金の支払義務）第1項及び第2項の規定に従い、その旧回線群型選択料金制サービスⅠに係る通話等の通話等料金及び旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料を、その支払義務者に請求します。</p> <p>(12) 旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者は、旧回線群型選択料金制サービスⅠに係る登録回線の登録の追加、抹消及び変更を請求しようとするときは、追加、抹消及び変更を行おうとする日の10日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。この場合当社は、その通知日を含む料金月の翌料金月からその追加、抹消及び変更を適用します。</p> <p>(13) 当社は、第88条（通話等料金の支払義務）第3項に規定する場合においては、同条同項の規定により得た額に正しく算定することができた通話等料金を加えた額を、1料金月の合計額とみなして、旧回線群型選択料金制サービスⅠを適用するものとします。ただし、同条同項の規定により算定する通話等料金の適用に当たって、その料金月以前に選択料金制サービスの適用を受けていた場合においては、その選択料金制サ</p>
--	--

		<p>ービスの適用がなかったものとみなします。</p> <p>(14) 旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料は月額とし、日割り計算は行いません。</p> <p>(15) 旧回線群型選択料金制サービスⅠ利用者の責めに帰することができない事由により、旧回線群型選択料金制サービスⅠを使用することができなかった日（1暦日を通して、旧回線群型選択料金制サービスⅠを利用することができなかった日をいいます。）が生じたときは、旧回線群型選択料金制サービスⅠを適用した場合の通話等料金と旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料の合計額が、旧回線群型選択料金制サービスⅠを適用しなかったとみなして算定した通話等料金を上回るときに限り、その差額については、支払いを要しません。</p> <p>(16) 当社は、割引適用後において料金返還その他の事由により1登録回線毎の通話等料金を算定する必要がある場合には、旧回線群型選択料金制サービス定額料に、その月の割引適用後通話等料金合計額を割引適用前通話等料金合計額で除して得た値に割引適用前の1登録回線毎の通話等料金を乗じて得た額を加えて算定します。</p> <p>(17) 前号の場合において、計算して得た額に税抜額1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。</p> <p>(18) 旧回線群型選択料金制サービスⅠ定額料は、1の旧回線群型選択料金制サービスⅠごとに月額（税抜額）4,000円とします。</p>
旧回線群型選択料金制サービスⅡ	前項の規定を準用します。この場合、同項中「旧回線群型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「旧回線群型選択料金制サービスⅡ」と読み替えるものとします。また、通話等料金の1料金月の合計額に乘じるのは、「100分の12.5」とし、旧回線群型選択料金制サービスⅡ定額料は、「1の旧回線群型選択料金制サービスⅡごとに月額（税抜額）8,000円」とします。	
旧回線群型選択料金制サービスⅢ	第1項の規定を準用します。この場合、同項中「旧回線群型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「旧回線群型選択料金制サービスⅢ」と読み替えるものとします。また、通話等料金の1料金月の合計額に乘じるのは、「100分の15」とし、旧回線群型選択料金制サービスⅢ定額料は、「1の旧回線群型選択料金制サービスⅢごとに月額（税抜額）12,000円」とします。	
旧回線群型選択料金制サービスⅣ	第1項の規定を準用します。この場合、同項中「旧回線群型選択料金制サービスⅠ」とあるのは、「旧回線群型選択料金制サービスⅣ」と読み替えるものとします。また、通話等料金の1料金月の合計額に乘じるのは、「100分の17.5」とし、旧回線群型選択料金制サービスⅣ定額料は、「1の旧回線群型選択料金制サービスⅣごとに月額（税抜額）26,000円」とします。	
旧回線群型選	第1項の規定を準用します。この場合、同項中「旧回線群型選択料金制	

択料金制サービスⅤ	サービスⅠ」とあるのは、「旧回線群型選択料金制サービスⅣ」と読み替えるものとします。また、通話等料金の1料金月の合計額に乗じるのは、「100分の20」とし、旧回線群型選択料金制サービスⅣ定額料は、「1の旧回線群型選択料金制サービスⅣごとに月額（税抜額）40,000円」とします。
-----------	---

備考

- 旧回線群型選択料金制サービスに係る登録回線を、料金着信払自動通話等逓増型選択料金制サービス又は料金着信払自動通話等一定型選択料金制サービスを除く、他の選択料金制サービスに係る登録回線として重複して登録することはできません。
- 旧回線群型選択料金制サービスに係る登録回線において、料金着信払自動通話等逓増型選択料金制サービス又は料金着信払自動通話等一定型選択料金制サービスを除く、他の選択料金制サービス重複して利用することはできません。

○旧割引率逓増型選択料金制サービス

旧割引率逓増型選択料金制サービスⅡの通話等料金								
(イ) (ロ)及び(ハ)以外の場合の通話等料金								
(i) 契約者回線に係る第1種国際通話等の通話等料金								
区分	料金額							
	自動通話等		非自動通話等					
			本邦発信の通話等の場合			外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合		
	最初の1分まで6秒ごとに	最初の1分経過後6秒までに	最初の3分まで指名通話等	最初の3分経過後1分まで	最初の1分まで指名通話等	最初の1分経過後1分まで	最初の1分経過後1分まで	最初の1分経過後1分まで
アジア1	11円	11円	1,900円	1,430円	390円	1,130円	700円	340円
アジア2	16円	14円	1,900円	1,430円	400円	1,090円	660円	360円
アジア3	15円	14円	1,900円	1,430円	400円	1,090円	660円	360円
アジア4	15円	14円	1,900円	1,430円	400円	1,090円	660円	360円
アジア5	17円	16円	2,530円	1,610円	410円	1,710円	830円	370円
アジア6	16円	15円	2,530円	1,610円	410円	1,710円	830円	370円
アジア7	18円	17円	2,530円	1,610円	410円	1,710円	830円	370円
アジア8	26円	17円	2,530円	1,610円	410円	1,710円	830円	370円
アジア9	21円	15円	1,900円	1,430円	400円	1,090円	660円	360円

アジア 10	24 円	22 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,840 円	810 円	380 円
アジア 11	27 円	20 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,840 円	810 円	380 円
アジア 12	33 円	27 円	2,730 円	1,640 円	420 円	1,850 円	800 円	400 円
アジア 13	27 円	20 円	2,730 円	2,730 円	420 円	—	—	—
オセア ニア1	17 円	11 円	2,550 円	1,530 円	390 円	1,780 円	800 円	340 円
オセア ニア2	5 円	5 円	2,550 円	1,530 円	390 円	1,780 円	800 円	340 円
オセア ニア3	18 円	16 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,850 円	830 円	370 円
オセア ニア4	26 円	16 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,850 円	830 円	370 円
オセア ニア5	27 円	19 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,850 円	830 円	370 円
オセア ニア6	26 円	16 円	2,530 円	1,610 円	410 円	1,710 円	830 円	370 円
オセア ニア7	—	—	2,680 円	2,680 円	410 円	—	—	—
アメリ カ1	5 円	5 円	2,550 円	1,530 円	390 円	1,780 円	800 円	340 円
アメリ カ2	17 円	11 円	2,680 円	1,610 円	410 円	1,850 円	830 円	370 円
アメリ カ3	26 円	18 円	2,730 円	1,640 円	420 円	1,880 円	830 円	380 円
アメリ カ4	31 円	26 円	2,730 円	1,640 円	20 円	1,850 円	800 円	400 円
アメリ カ5	31 円	26 円	3,300 円	1,980 円	470 円	2,330 円	1,060 円	440 円
アメリ カ6	27 円	25 円	3,650 円	2,190 円	480 円	2,650 円	1,230 円	460 円
アメリ カ7	28 円	25 円	3,650 円	2,190 円	480 円	2,650 円	1,230 円	460 円
アメリ カ8	31 円	26 円	3,650 円	2,190 円	480 円	2,650 円	1,230 円	460 円
ヨーロ ッパ1	13 円	12 円	3,170 円	1,900 円	450 円	2,290 円	1,060 円	400 円
ヨーロ ッパ2	18 円	17 円	3,170 円	1,900 円	450 円	2,290 円	1,060 円	400 円
ヨーロ ッパ3	27 円	19 円	3,170 円	1,900 円	450 円	2,290 円	1,060 円	400 円
ヨーロ ッパ4	27 円	19 円	3,170 円	1,900 円	450 円	2,290 円	1,060 円	400 円

ヨーロッパ5	28円	24円	3,170円	1,900円	450円	2,290円	1,060円	400円
アフリカ1	33円	27円	3,650円	2,190円	480円	2,650円	1,230円	460円
アフリカ2	33円	27円	—	2,190円	480円	—	—	—
アフリカ3	—	—	3,650円	3,650円	480円	—	—	—
特定衛星携帯端末1	34円	34円	2,730円	1,640円	420円	—	—	—
特定衛星携帯端末2	48円	48円	2,730円	1,640円	420円	—	—	—

備考

- 1 本表における地域区分については、料金表別表2の地域区分を準用します。
- 2 外国から本邦に着する、選択料金制サービスの適用を受ける第1種クレジット自動通話等の通話等料金は、その通話等を通話等が着信した電気通信設備から当該国にあてる自動通話等（選択料金制サービスに係る通話等料金の適用を受けるものに限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合において適用される自動通話等の通話等料金と同額とします。
 - (ii) 移動体契約回線に係る第1種国際通話等の通話等料金
 料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(1)のウの(イ)の①の(a)を準用します。
- (ロ) 第3種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金
 - (i) 第3種内線自動通話等の通話等料金
 その通話等を、旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額（1の通話ごとに計算します。）に100分の93を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）
 - (ii) バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金
 その通話等を、旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額（1の通話ごとに計算します。）に100分の95を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）
- (ハ) 会議通話等の通話等料金（注）

（注）会議通話等の通話等料金は、その接続の態様に基づき計算した会議通話等基本料及び本邦側付加料の額を合計したものとします。

 - (i) 会議通話等基本料（会議通話等基本料は、外国側参加電話設備1個ごとに適用します。）
 その通話等を請求者の電気通信設備から外国側参加電話設備の所在する国又は地域にあてる旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける指名通話等とみなした場合において適用される通話等料金と同額とします。
 - (ii) 本邦側付加料

本邦側付加料は料金表第2（通話等料金）2（料金額）における、(1)のアの(ア)の③の(c)のii、又は(2)のアを準用します。

(ii) 移動体契約回線に係る第1種国際通話等の通話等料金

料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(1)のウの(イ)の①の(a)を準用します。

(ロ) 第3種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

(i) 第3種内線自動通話等の通話等料金

その通話等を、旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、）とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額（1の通話ごとに計算します。）に100分の93を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）

(ii) バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

その通話等を、旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、）とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額（1の通話ごとに計算します。）に100分の95を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）

(ハ) 会議通話等の通話等料金（注）

（注）会議通話等の通話等料金は、その接続の態様に基づき計算した会議通話等基本料及び本邦側付加料の額を合計したものとします。

(i) 会議通話等基本料（会議通話等基本料は、外国側参加電話設備1個ごとに適用します。）

その通話等を請求者の電気通信設備から外国側参加電話設備の所在する国又は地域にあてる旧割引率逦増型選択料金制サービスⅡに係る通話等料金の適用を受ける指名通話等とみなした場合において適用される通話等料金と同額とします。

(ii) 本邦側付加料

本邦側付加料は料金表第2（通話等料金）2（料金額）における、(1)のアの(ア)の③の(c)のii、又は(2)のアを準用します。

旧割引率逦増型選択料金制サービスⅢの通話等料金

(イ) (ロ)及び(ハ)以外の場合の通話等料金

(i) 契約者回線に係る第1種国際通話等の通話等料金

区分	料金額							
	自動通話等		非自動通話等					
			本邦発信の通話等の場合			外国から本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に直接請求する通話等の場合		
	最初の1分まで6秒ごとに	最初の1分経過後6秒までに	最初の3分まで		最初の3分経過後1分まで	最初の1分まで		最初の1分経過後1分まで
		指名通話等	番号通話等		指名通話等	番号通話等		
アジア1	12円	11円	1,940円	1,460円	400円	1,150円	710円	350円

アジア 2	16 円	14 円	1,940 円	1,460 円	410 円	1,120 円	680 円	370 円
アジア 3	15 円	14 円	1,940 円	1,460 円	410 円	1,120 円	680 円	370 円
アジア 4	15 円	14 円	1,940 円	1,460 円	410 円	1,120 円	680 円	370 円
アジア 5	17 円	16 円	2,590 円	1,650 円	420 円	1,750 円	850 円	380 円
アジア 6	16 円	15 円	2,590 円	1,650 円	420 円	1,750 円	850 円	380 円
アジア 7	19 円	17 円	2,590 円	1,650 円	420 円	1,750 円	850 円	380 円
アジア 8	26 円	17 円	2,590 円	1,650 円	420 円	1,750 円	850 円	380 円
アジア 9	22 円	15 円	1,940 円	1,460 円	410 円	1,120 円	680 円	370 円
アジア 10	24 円	23 円	2,740 円	1,650 円	420 円	1,880 円	830 円	390 円
アジア 11	28 円	21 円	2,740 円	1,650 円	420 円	1,880 円	830 円	390 円
アジア 12	33 円	28 円	2,790 円	1,670 円	430 円	1,890 円	820 円	410 円
アジア 13	28 円	21 円	2,790 円	2,790 円	430 円	—	—	—
オセア ニア1	17 円	11 円	2,610 円	1,570 円	400 円	1,820 円	820 円	350 円
オセア ニア2	5 円	5 円	2,610 円	1,570 円	400 円	1,820 円	820 円	350 円
オセア ニア3	19 円	16 円	2,750 円	1,650 円	420 円	1,900 円	850 円	380 円
オセア ニア4	27 円	16 円	2,750 円	1,650 円	420 円	1,900 円	850 円	380 円
オセア ニア5	28 円	20 円	2,750 円	1,650 円	420 円	1,900 円	850 円	380 円
オセア ニア6	27 円	16 円	2,590 円	1,650 円	420 円	1,750 円	850 円	380 円
オセア ニア7	—	—	2,750 円	2,750 円	420 円	—	—	—
アメリ カ1	5 円	5 円	2,610 円	1,570 円	400 円	1,820 円	820 円	350 円
アメリ カ2	17 円	11 円	2,750 円	1,650 円	420 円	1,900 円	850 円	380 円
アメリ カ3	26 円	19 円	2,790 円	1,670 円	430 円	1,930 円	860 円	390 円
アメリ カ4	32 円	27 円	2,790 円	1,670 円	430 円	1,890 円	820 円	410 円

アメリカ5	32円	27円	3,380円	2,030円	480円	2,390円	1,080円	450円
アメリカ6	28円	25円	3,740円	2,240円	500円	2,710円	1,260円	470円
アメリカ7	29円	25円	3,740円	2,240円	500円	2,710円	1,260円	470円
アメリカ8	32円	27円	3,740円	2,240円	500円	2,710円	1,260円	470円
ヨーロッパ1	14円	13円	3,240円	1,940円	430円	2,340円	1,090円	410円
ヨーロッパ2	18円	17円	3,240円	1,940円	430円	2,340円	1,090円	410円
ヨーロッパ3	28円	20円	3,240円	1,940円	430円	2,340円	1,090円	410円
ヨーロッパ4	28円	20円	3,240円	1,940円	430円	2,340円	1,090円	410円
ヨーロッパ5	29円	24円	3,240円	1,940円	430円	2,340円	1,090円	410円
アフリカ1	33円	28円	3,740円	2,240円	500円	2,710円	1,260円	470円
アフリカ2	33円	28円	—	2,240円	500円	—	—	—
アフリカ3	—	—	3,740円	3,740円	500円	—	—	—
特定衛星携帯端末1	35円	35円	2,790円	1,670円	430円	—	—	—
特定衛星携帯端末2	49円	49円	2,790円	1,670円	430円	—	—	—

備考

- 1 本表における地域区分については、料金表別表2の地域区分を準用します。
- 2 外国から本邦に着する、選択料金制サービスの適用を受ける第1種クレジット自動通話等の通話等料金は、その通話等を通話等が着信した電話設備から当該国にあてる自動通話等（選択料金制サービスに係る通話等料金の適用を受けるものに限ります。以下本表において同じとします。）とみなした場合において適用される自動通話等の通話等料金と同額とします。

(ii) 移動体契約回線に係る第1種国際通話等の通話等料金

料金表第2（通話等料金）2（料金額）の(1)のウの(イ)の①の(a)を準用します。

(ロ) 第3種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

(i) 第3種内線自動通話等の通話等料金

その通話等を、旧割引率逡増型選択料金制サービスⅢに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限ります。）とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額（1の通話ごとに計算します。）に100分の93を乗じて得た額

(小数点以下の端数は四捨五入します。)

(ii) バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

その通話等を、旧割引率逡増型選択料金制サービスⅢに係る通話等料金の適用を受ける自動通話等(一般自動通話等に限り、ます。)とみなした場合に適用される通話等料金に相当する額(1の通話ごとに計算します。)に100分の95を乗じて得た額(小数点以下の端数は四捨五入します。)

(ハ) 会議通話等の通話等料金(注)

(注) 会議通話等の通話等料金は、その接続の態様に基づき計算した会議通話等基本料及び本邦側付加料の額を合計したものとします。

(i) 会議通話等基本料(会議通話等基本料は、外国側参加電話設備1個ごとに適用します。)

その通話等を請求者の電気通信設備から外国側参加電話設備の所在する国又は地域にあてる旧割引率逡増型選択料金制サービスⅢに係る通話等料金の適用を受ける指名通話等とみなした場合において適用される通話等料金と同額とします。

(ii) 本邦側付加料

本邦側付加料は料金表第2(通話等料金)2(料金額)における、(1)のアの(ア)の③の(c)のii、又は(2)のアを準用します。

別紙 1

割引率逦増型選択料金制サービス I の通話等料金 (イ) (ロ) 及び(ハ) 以外の場合の通話等料金 (i) 契約者回線 (移動体契約回線を除きます。以下本表において同じとします。) に 係る国際通話等の通話等料金			
区分	料金額		
	自動通話等		
	最初の 1 分まで 6 秒までご とに	最初の 1 分経過後 6 秒まで ごとに	
アジア 1	11 円	10 円	
アジア 2	15 円	14 円	
アジア 3	15 円	14 円	
アジア 4	15 円	14 円	
アジア 5	6 円	15 円	
アジア 6	15 円	15 円	
アジア 7	18 円	16 円	
アジア 8	25 円	16 円	
アジア 9	21 円	15 円	
アジア 10	23 円	22 円	
アジア 11	27 円	20 円	
アジア 12	32 円	27 円	
アジア 13	27 円	20 円	
オセアニア 1	16 円	10 円	
オセアニア 2	5 円	5 円	
オセアニア 3	18 円	15 円	
オセアニア 4	26 円	15 円	
オセアニア 5	27 円	19 円	
オセアニア 6	26 円	15 円	
オセアニア 7	—	—	
アメリカ 1	5 円	5 円	
アメリカ 2	16 円	10 円	
アメリカ 3	25 円	18 円	
アメリカ 4	30 円	26 円	
アメリカ 5	30 円	26 円	
アメリカ 6	27 円	24 円	
アメリカ 7	28 円	24 円	
アメリカ 8	30 円	26 円	
ヨーロッパ 1	13 円	12 円	
ヨーロッパ 2	17 円	16 円	
ヨーロッパ 3	27 円	19 円	
ヨーロッパ 4	27 円	19 円	
ヨーロッパ 5	28 円	23 円	
アフリカ 1	32 円	27 円	
アフリカ 2	32 円	27 円	
アフリカ 3	—	—	

特定衛星携帯端末 1	34 円	34 円
特定衛星携帯端末 2	46 円	46 円

備考

- 1 本表における地域区分については、料金表別表 2 を準用します。
- 2 外国から本邦に着する、選択料金制サービスの適用を受ける第 1 種クレジット自動通話等の通話等料金は、その通話等を通話等が着信した電気通信設備から当該国にあてる自動通話等（選択料金制サービスに係る通話等料金の適用を受けるものに限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合において適用される自動通話等の通話等料金と同額とします。

(ii) 移動体契約回線に係る第 1 種国際通話等の通話等料金

料金表第 2（通話等料金）2（料金額）の(1)のウの(イ)の①の(a)を準用します。

(ロ) 第 2 種内線自動通話等及びバーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

(i) 第 2 種内線自動通話等の通話等料金

その通話等を、割引率逦増型選択料金制サービス I に係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合において適用される通話等料金に相当する額（1 の通話ごとに計算します。）に 100 分の 93 を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）

(ii) バーネットサービスに係る擬似内線ダイヤルサービスを利用して行われた自動通話等の通話等料金

その通話等を、割引率逦増型選択料金制サービス I に係る通話等料金の適用を受ける自動通話等（一般自動通話等に限り、以下本表において同じとします。）とみなした場合において適用される通話等料金に相当する額（1 の通話ごとに計算します。）に 100 分の 95 を乗じて得た額（小数点以下の端数は四捨五入します。）

(ハ) 削除